

官報

号外

平成九年十二月五日

○第百四十一回 参議院 會議 録 第九号

平成九年十二月五日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第九号

平成九年十二月五日

午前十時開議

第一 國務大臣の報告に関する件(APEC非公式首脳會議及び閣僚會議に関する報告について)

第二 工場立地法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、日程第一より日程第四まで
一、国会法の一部を改正する法律案(中曽根弘文君外七名発議)(委員会審査省略要求事件)

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。

日程第一 國務大臣の報告に関する件(APEC非公式首脳會議及び閣僚會議に関する報告について)

村岡國務大臣から發言を求められております。

發言を許します。村岡國務大臣。

(國務大臣村岡兼造君登壇、拍手)

○國務大臣(村岡兼造君) 先般開催されたAPECバンクーバー会合について、外務大臣臨時代理として、私より報告いたします。

我が国よりは、非公式首脳會議に橋本總理大臣、閣僚會議に小淵外務大臣及び堀内通商産業大臣が出席しました。

首脳會議では、アジアにおける通貨・金融問題、気候変動問題、新規参加問題の三点が焦点となりました。

まず、アジア通貨・金融問題については、橋本總理より、最近のアジア諸国の通貨、株式市場の変動にもかかわらず、アジア経済の基礎的条件は基本的に良好で、依然高い潜在成長力を維持しており、健全なマクロ経済及び構造政策等は、この潜在的な成長力を実現するためのかぎであること

を強調し、APEC首脳間で共通の理解を得ることができました。

また、APEC首脳として、さきにマニラで合意されました金融・通貨の安定に向けたアジア域内協力強化のための新たな枠組みに強い支持を表明するとともに、APECとしても、アジア通貨・金融問題について引き続き取り組んでいくことに合意いたしました。

さらに、現在のAPEC地域の経済情勢によつて、貿易・投資の自由化、円滑化の勢いが損なわれてはならないことについても一致いたしました。

次に、橋本總理より、地球温暖化防止京都會議の成功に向けての協力を求めました。その結果、APEC首脳として、京都會議の成功に向けた強い政治的メッセージが出されたとともに、気候変動問題の解決に向けて先進国、途上国双方の協調の努力が必要であることでも一致いたしました。

最後に、新規参加問題については、橋本總理から積極的な支持を表明したロシア、ベトナム、ペルーの三カ国が来年のマレーシア会合から新たに参加することに合意いたしました。

閣僚會議においては、まず、貿易・投資の自由化、円滑化の分野で、自由化行動計画の実施と改善のプロセスが軌道に乗り、さらに、これを補完するものとして、早期に自主的自由化に取り組むべき九つの最優先分野が特定されたことは重要な成果であります。

経済・技術協力については、特にインフラ整備及び環境の分野について目に見える成果が示されました。

以上、本年のAPECは、アジア通貨・金融問題、気候変動問題というAPEC地域にとって喫緊の課題について、APECとして域内外に力強いメッセージを送るとともに、自由化、円滑化や経済・技術協力については実行の年になされたという具体的な成果を上げ、また、APECの将来に深く関係する新規参加問題にも決着を見ることができました。これらにかんがみ、APECバンクーバー会合は極めて建設的かつ有意義な會議であったと認識しております。

以上でございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次發言を許します。須藤良太郎君。

(須藤良太郎君登壇、拍手)

○須藤良太郎君 私、自由民主党、社会民主党・護憲連合、新党さきがけを代表いたしました。APECのバンクーバーで開かれましたAPEC

Cの非公式首脳會議と閣僚會議の成果並びに今後の課題を中心に、總理に質問いたします。

總理は、今秋以来、訪中を初めロシア、サウジアラビア等との積極的な対話外交を展開され、APECにおいては、アジアの通貨安定、ロシア等の加盟等にインシアチブを発揮されてこられましたことにまずもって敬意を表したいと存じます。

本題に入ります前に、今開かれております温暖化防止京都會議について伺います。

この會議は、人類の歴史を変える十日間とも言われるほどに重要な會議であります。二酸化炭素などの削減目標をめぐる、各国の利害調整がまだ難航しているように思われます。我が国は議長国として、今まさに地球環境の保全、人類の将来の繁栄のため、總理に大きな役割が期待されておりますが、これに対する總理の御決意を伺いたいと存じます。

さて、APECについてであります。改めて申し上げるまでもなく、我が国はAPECをアジア太平洋地域における経済面での協力の中核として重視してきており、APECにおける協力の積極的な取り組みができていくところであります。さらに申し上げれば、我が国にとってAPECは、我が国経済の長期的な発展を確保し、アジアとの信頼関係を一層強化し、域内の政治的安定への環境を醸成するものであります。それゆえ、APECにおける協力の推進は我が国の対アジア外交における重要な柱であると思うのでありますが、そこで、アジアの政治経済情勢が今大きく変化する場合、我が国にとってのAPECの意義、APECが果たしている役割等につきまして、總理の御認識をお伺いしたいと思っております。

今回の非公式首脳會議における焦点は、第一に最近のアジア諸国の通貨・金融問題、第二に京都での気候変動枠組み条約問題、第三にAPECへの新規参加問題の三点にあったと聞き及びます。そして會議の結果、これらの問題に関する議論の集約と、APEC本来の目的である貿易・投資の

自由化、円滑化と経済・技術協力などをうたったAPEC首脳宣言が採択されたのであります。

第一の焦点である通貨・金融問題について、参加首脳は、APEC地域における金融市場情勢について徹底した議論を行い、その結果、首脳間でAPEC地域の経済は長期的な成長のための基礎的条件、すなわちファンダメンタルズは極めて力強いことを確認されました。特に、健全なマクロ経済政策と構造政策、人材養成戦略等の政策を行うことが問題解決のかぎであることで一致したのであります。

橋本総理も、記者会見でその点を強調されておりますが、アジア経済の信頼回復に向けて、この時期にAPEC首脳が一致してこのような決意を表明したことはまさに時宜にかなったことであります。しかも宣言は、金融市場の危機防止、国際システムの能力強化のため、迅速に行動することが決定的に重要であると指摘しております。さらに、来年五月に予定されているAPEC蔵相会議の早期前倒し開催を決め、またIMFの機能強化や補完的な融資メカニズムの創設、相互監視や金融システム改革等を実施することによって危機を未然に防ぐ強い決意を表明したのであります。

総理は、御自身も加わったこのAPEC首脳による決意表明をどのように評価しておられ、この実行にどう取り組んでいかれるのか、また、これによる市場の信頼回復をどう見通されているのか、あわせて伺いたします。

次は、APECへの新規参加問題についてであります。

当初の予定では、今回は参加基準の作成にとどめ、来年のクアラルンプール会議で参加国・地域

を決めることになっていたわけですが、今回の会議で採択された基準を踏まえて、ロシア、ベトナム、ペルーの一年前倒し参加が決定されました。この決定に際しましては、総理がロシアの参加を強く主張し、これが三カ国の新規参加に道を開いたと伝えられております。

さきのクラスノヤルスク会議で橋本総理がエリツィン大統領に約束したロシアのAPEC参加実現に向けた努力を今回約束どおり実現したわけであり、このことは、ようやく動き始めた日本とロシアの関係にも必ずよい影響をもたらすと私は確信しておるところであります。なぜなら、来年の我が国の対ロシア外交は、北方領土問題の解決、日ロ平和条約の締結交渉などが焦点となると予想されるだけに、今回ロシアのAPEC参加を決定づけた橋本総理のイニシアチブは、今後の日ロ関係の進展に大きな意味を持つと思うからであります。私は強くそう期待するわけであります。が、日ロ関係の前進に向け、総理の御決意を承りたいと存じます。

ロシアのAPEC参加は、他方で、APECの変質をもたらすのではないかと指摘もあり、これまで自主性を尊重した緩やかな経済組織として、経済問題を語る場として存続してまいりました。これがロシアの参加により、アジア太平洋地域における四大国、すなわち日本、アメリカ、中国、ロシア首脳が一堂に会する唯一の場となることによって、経済問題よりむしろ政治対話の機会がふえるのではないかと考えられます。しかし、一方では、APECにおいて、これら四大国の影響によりASEAN諸国等の発言力の縮小につながりかねないのではないかと懸念もあ

ります。

こうした懸念を払拭し、これまでどおりAPECの着実な前進を図ることは、ロシアの参加を推進した我が国の責任でもあると思うのであります。が、総理の御見解を伺いたいと思います。

次に、APECにおける協力の大きな柱である貿易・投資の自由化、円滑化についてであります。

今回のバンクーバー会議で、この分野は着実に前進し、昨年のスビーック首脳宣言に基づき、早期の自主的自由化分野として十五分野が取り上げられ、そのうち九分野が早急に自由化作業を開始する分野として特定されました。このことは、二〇一〇年、二〇二〇年までの自由で開かれた貿易と投資の実現というAPECの目標に向け、アジア経済の減速という状況の中で自由化の勢いを引き続き高めるものであります。

しかし、各国・地域の利害を反映して、その具体的な行動はあくまで自主性にゆだねることになったため、実効性に疑問が持たれ、我が国についても九分野に水産物や林産物など、国内事情から関税引き下げが困難なものが含まれていることが大きな課題であります。今後、この課題にどのように対処していくのか、お伺いたします。

最後に、橋本内閣が進める財政構造改革との関係についてであります。

アジアを襲った通貨・金融不安が日本を初め世界経済の安定と発展を阻害しかねない状況の中で開かれたのが今回のAPECバンクーバー会議であります。APEC首脳がその不安解消に連帯して当たると強い決意を表明したこと以一応の成功が得られたと私は思います。

しかし、今回の会議の成果を真に達成するには、我が国としては、不安の一因ともなった我が国金融機関の相次ぐ破綻に対応するあらゆる手段を講じて、金融システムの安定を確保しなければならぬのであります。

特に、APECの直前に山一証券の自主廃業のニュースが世界を駆けめぐり、総理は日本の金融の安定化努力の説明を参加国になされ、財政構造改革に矛盾しないぎりぎりの政策を考へるとの決意を述べておられます。この問題は、市場の信頼を回復するためにも、経済の動脈である金融システムの安定対策を公的資金の導入を含め早急に打ち出すことが重要であり、総理の大局を踏まえた決意のほどをお伺いいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 須藤議員にお答えを申し上げます。

まず、京都会議に向けた決意のお尋ねがございました。

地球温暖化は、今さら申し上げるまでもなく、人類あるいは自然の生態系に深刻な影響を与えるおそれのある重大な課題であり、この問題に対し、二〇〇〇年以降の温暖化対策の国際的な枠組みについて合意をする唯一の機会とも言える今回のCOP3は、人類の将来を左右する重要な会議であると考えておりまして、当然のことながら、議長国としてこの会議を成功させようと全力を尽くし、努力をしていくことは言うまでもありません。

私自身、デンバーのサミットにおきましても、また先般のAPECの場及び主要交渉国の関係者

との会談でも、今日まで積極的な議論が続けてまいりました。京都におきましても、各国の意見を収れんさせ国際合意を形成していくよう最大限努力をしております。

なお、京都会議におきましては、現在、代替フロンなどの温室効果ガスをどのような形で数値目標の対象に含めるか、森林などの温室効果ガスの吸収源をどう取り扱うか、また途上国に対し、将来的にどのような形で地球温暖化防止への取り組みを求めるべきか、また排出権取引や共同実施、EUバブルの取り扱い、こうした点につきまして公式、非公式のさまざまな議論が行われている状況であります。

次に、APECの意義、役割というものについてのお尋ねがございました。

APECがアジア太平洋地域の安定と繁栄を定着させる最も重要な枠組みの一つであることは申し上げるまでもありません。APECを通じての多角的貿易体制の推進は、貿易の拡大、雇用の創出、より豊かな生活の実現につながるものでありまして、この地域の持続的発展を可能にするとともに、メンバー間の信頼醸成にも資するものと考えております。

アジア経済の信頼回復についてもお尋ねがございました。

先般のAPEC会合におきまして、アジア経済の基礎的条件は基本的に良好で、なお高い潜在成長力を維持しているという共通認識が示され、同時に、金融・通貨の安定に向けたアジア地域協力強化のための新フレームワークへの支持が強く表明されましたことは、市場に対する時宜を得たメッセージであると考えております。

我が国としては、国際機関や各国と協調しながら、アジア経済の信頼回復に向け適切な政策運営を行ってまいり所存でありまして、昨日、韓国に對しての支援表明もこのフレームに沿ったものでございます。

また、ロシアのAPEC加盟に関連し、日ロの關係という御意見をいただきました。

私は、APECが今回ロシアの参加を認めましたこと、これはベトナム、ペルーという今まででは合意のできていた二カ国とあわせて加盟が認められたわけでありましても、ややもすると旧ソ連時代からヨーロッパに向かいがちでありましたロシアの姿勢というものを大きくアジア太平洋地域に向けるという上で、この加盟は大きな効果を持ったものと思っております。そしてロシアがアジア太平洋地域の重要なプレーヤーとして建設的な役割を果たしていくことを期待いたしております。

同時に、これは日本にとりまして、まさにクラスノヤルスク合意の中で出てまいりました、最初にこの実現に向けての努力の成果という位置づけもあります。そして東京宣言に基づいた平和条約を結んでいくために努力をする上でも、一つのステップをつくったものと考えております。今後予定されておりますハイレベルでの交渉を通じて、APECの成果も踏まえながら、日ロ關係の一層の強化拡大を図ってまいりたいと考えております。

同時に、このAPECに日米中ロ四カ国が並ぶことによってASEAN諸国などの発言権が縮小するのではないかと、そうした懸念を払拭する責任が日本にはあるのではないかと御指摘をいただきました。

私は、確かに、今回のロシアのAPECへの加盟によりまして日米中ロという四カ国の首脳が非常に自然な形でともに会する機会ができた、これは非常に大きいと考えております。

従来のサミットの形の中では日米、そして新たに今年からロシアが入るといふ対話の仕組みができました。従来のAPECでは日米中という顔合わせはできましたが、ロシアが欠けておりました。今回のAPECへの加盟によりまして、この四カ国の首脳が自然な形で一堂に会する機会ができました。しかし、それは私は決してASEAN諸国等が懸念を抱かれるような格好にしてはならないものだと思います。そしてこの対話というものがアジア太平洋地域の対話と協力の増進のために有益に働くようにしていかなければなりません。

同時に、ASEAN諸国は隔年で議長国を務める、こうした重要な役割を現在も果たしておられます。私は、ASEAN諸国等と協力をしながら、引き続きAPECの発展に尽くしていきたいと考えており、今月十五、十六日に開催されます日本・ASEAN首脳会議への出席を予定しておりますけれども、こうした場などを通じてもASEANとの協力關係は一層増進していきたいと考えております。

次に、早期自主的分野別自由化についてのお尋ねがございました。

この作業は自主性の原則で行われるものと了解をいたしておりまして、明年六月の貿易担当大臣会合に向けて引き続き作業を行うこととしております。なお、水産物、林産物など、さらなる自由化が困難な分野につきましては、ウルグアイ・ラ

ウンド合意を堅持しながら、円滑化、経済・技術協力措置など、どのような対応が可能か検討してまいりたいと考えております。

最後に、金融システム安定性確保の取り組みについてお尋ねがございました。

金融システムの安定性を確保し、内外のマーケットの信頼を維持することは極めて重要なことであります。私としては、金融システムの安定については、預金者保護を目的として、公的支援を含め今後具体案を早急に得て、システムの安定性確保に全力を挙げて取り組んでまいります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 大蔵大臣の出席を促しておりますから、このまましばらくお待ちください。

寺澤芳男君。

(寺澤芳男君登壇、拍手)

○寺澤芳男君 私は、平成会を代表いたしましたので、ただいま報告のありましたパンクーパーでのアジア太平洋経済協力会議、APECについて質問を行います。

また、直前に開かれた日米首脳会談におきまして、我が国経済に対する強い懸念が米国から表明され、橋本内閣の経済運営に国際的な不信任案が出されましたが、この会談についてもあわせて質問いたします。

現在、かつて経験したことのない金融危機がアジアを襲っております。七月、タイに始まった通貨不安、株価の暴落は東南アジア全体に波及し、香港の株式の大暴落、さらには韓国の金融不安を発生させ、世界の通貨・株式市場は大きく混乱いたしました。この間、東南アジアにおいて失われ

た株価の市場価値は実に三千億ドルに達し、この地域のGDPの約半分に相当いたします。

この危機に際し、当初、我が国はASEAN諸国とともにアジア通貨基金、AMFの設立を構想いたしました。ところが、米国の強い反発に遭い、宙に浮いてしまったとも言われております。

そこで、AMF構想がとんざし、APECでの金融に関する地域内での新たな枠組みという妥協的な合意に至るまでの経緯と、今後我が国がアジアの通貨安定のためにどのようなリーダーシップを発揮するつもりなのか、橋本総理の御意見を賜りたいと思います。

そして、アジアの金融不安は、かつて優等生を誇った韓国において極めて深刻であります。世界第十一位の経済規模を持ち、OECD加盟国である韓国の通貨危機は、タイやインドネシアに比べ、世界経済に極めて大きな影響を与えることは間違いないと思います。

APECにあわせて開かれた日韓首脳会議において、韓国金泳三大統領は、橋本総理に対し我が国からの対韓直接支援を要請しました。ところが、総理はあくまでIMFを中心とする国際的支援の枠組みでと消極的な姿勢を示したと聞いております。そこで、この会談における要請の内容について、総理よりお聞かせ願います。

先日、米国クリントン大統領は、韓国に対する二国間支援の実施を表明いたしました。大統領は同時に、韓国の支援は日本と協調して行うと述べております。一方、我が国は、隣国の経済危機に際し、IMFに先行するもっと迅速な措置をとる余地もあったのではないのでしょうか。今後、我が国がIMF及び米国と協調しどのような支援策

を実施するのか、総理にお伺いいたします。

さて、先ほどの政府報告は、アジアのファンダメンタルズは良好で力強いと強調しております。しかし、世界じゅうの市場に広がったアジア売りを反転させ、市場の信頼を取り戻すために、そのような自画自賛は何の役に立ちません。アジア各国は、構造改革、金融システム改革を必要とするに至った現在の苦しい状況について十分な説明を行い、その改革の手順を内外に公表しなければなりません。

この点で、実は、今回のAPEC閣僚・首脳会議とあわせ、APEC・CEOサミット、すなわちAPEC地域の首脳と、やはりAPEC地域内の民間企業経営者との意見交換の会合が開かれておりました。江沢民・中国国家主席、オルブライト米国國務長官を初めとする各国の首脳、閣僚が出席し、民間企業経営者に対して外交、経済政策を懇切丁寧に説明し、自国への投資を促しております。しかし、残念なことに、我が国からは総理を初めとして閣僚のどなたもこの会合に出席しませんでした。この欠席について、総理の御説明をお伺いいたします。

さて、バンクーバーではAPECに先立って、小渕外務大臣とオルブライト國務長官会談、橋本総理とクリントン大統領会談が行われましたが、その内容が非常に重いものであったことに改めて注意を喚起したいと思えます。

オルブライト國務長官は、日本の貿易収支の黒字拡大が日米関係に悪い影響を与えかねないと発言し、さらにクリントン大統領は、景気回復のため、日本の内需拡大と規制緩和、金融システムの安定を強く要求したと伝えられております。その

事実の確認、そのした内容の意思表明があったのかをまず総理よりお答え願います。

これまで米国は、橋本内閣の経済運営について、内心恐らく業を煮やしつつも静観を装ってきた観がございします。しかしながら、アジアと我が国経済が直面した状況の深刻さに米国はついにこらえ切れず、我が国に対して明快に内需拡大、規制緩和、金融システムの安定を求めてまいりました。このことの意味を橋本政権は真剣に考え、重大に受けとめるべきであると思えます。大統領並びに國務長官の発言は、橋本政権の経済運営に対する明快な注文であり、不満、不信であり、さらに言えば否定であるとも言ってもよいと思えます。

我が国経済は、橋本政権が九兆円にも及ぶ国民負担増を選択したことによって、個人消費が低迷し、輸出主導による運営を余儀なくされております。我が国の対米貿易黒字がますます増大する一方で、日本経済は思いどおりの回復基調に向っていない。それどころか再びゼロ成長に陥ろうとしている。そういうことへの米国のいら立ちが、橋本内閣の財政再建一本やりで経済動向を無視した経済運営に対して重大な懸念を表明するに至ったと解釈せざるを得ないのであります。

アジアを襲った通貨・金融不安の防波堤となるべき日本は、相次ぐ金融機関の破綻と、それによる経済の失速に現在苦しんでおります。そのことが、アジア経済のみならず欧州、ひいては好調を持続している米国経済を冷え込ませ、世界経済全体に大きな混乱を招くのではないかとという危機感を米国は強く持っております。日米首脳会談の中で総理は内需拡大や金融システムの安定化を確約したと伝えられておりますが、そのように理解し

てよいのでしょうか。

また、橋本総理は、財政構造改革に矛盾しないぎりぎりの政策を考えるという、非常に思い詰めた決意を表明されましたが、米国との公約を今後どのように果たしていくつもりなのか、あわせてお伺いいたします。

また、日本発の世界経済の混乱要因としてクリントン大統領が強く懸念していることのひとつが、我が国の政府及び金融機関が保有する米国債の売却であろうと思えます。フィナンシャル・タイムズは、東南アジアの成長の減速とは異なり、日本の金融システム不安は世界経済に大きな痛手となる、つまり日本が現在保有する外国株式、外国公債を売りに出せば世界経済は極めて危険な状態になると、世界的な金融危機の引き金を日本が引いてしまう可能性を報道しております。

外国公債のうち米国債について言えば、日本の政府及び金融機関は三千億ドル、五・六％を保有しております。

ことしの六月二十三日、訪米中の橋本総理が、この米国債について、売却する誘惑に駆られたことがあるとコロロンビア大学での講演中に述べ、ニューヨーク株式市場はその一言で史上二位の大暴落をいたしました。このように、総理の発言は即座に世界じゅうの市場に影響をいたします。もちろん本院本会議における総理の御発言を世界は注目しております。どうか御答弁は、論理的な、英語にも翻訳できるような明快にお願いいたします。

対談中、我が国の保有する米国債についてクリントン大統領がどのような発言をし、総理はどのように答えたのか、御答弁をお願いいたします。

次に、金融ビッグバンについてお聞きいたします。

総理並びに大蔵大臣は、これまでの護送船団方式の保護行政を改め、明快なルールに基づく監督行政へ転換すると本院におきましても再三答弁しておられます。しかし本日に、監督行政、すなわち審判に徹する行政への転換ができるのでしょうか。

山一証券の破綻について言えば、大蔵大臣は、巨額の海外債務を知ったのは十一月十七日であると記者会見で言っていました。それならばなぜ直ちに山一証券株を売買停止にしないかったのでしょうか。自由経済とは、放任ではありません。これは、レフェリーとしての職務を放棄した行為ではないでしょうか。

官民一体の護送船団方式ということを具体的に指摘するならば、百十七行の銀行の役員総数二千五百七十五名のうち、実に百九十五名が大蔵省や日銀からの天下りという官主導の発展途上国のような慣習が依然として続いております。業者保護行政をやめ、投資家保護の観点から、今後は金融資本取引のレフェリー役に徹するべきであります。大蔵省や日銀から、その監督対象である金融機関への天下りが続くならば、金融ビッグバンによって本当にフェアな市場ができるのは到底思えません。大蔵大臣の御所見を承りたいと思います。

さらに、複雑化するデリバティブなど金融ハイテク取引による不正を見抜くためには、三千名の専門家を擁する米国SECのように、金融の検査監督の官庁には公認会計士、弁護士、研究者など民間の専門家を大量に登用する必要があると思います。

ますが、大蔵大臣の御所見を承ります。

最後に、私は、一九七五年の米国のメーデー、一九八六年、英国のビッグバンにたまたま居合わせており、このような改革がもたらす衝撃の大きさ、恐ろしさを身をもって経験しております。過渡期の苦しみとはいえ、多くの証券会社が倒産し、失業者がウォールストリートやシティーにあふれたことは事実であります。

総理並びに大蔵大臣は、今後、我が国の金融システムを待ち受ける事態の深刻さをどのように認識し、さらには公的資金導入を含めた預金者保護、投資家保護のための一刻の猶予も許されない対策をいかに考えておられるのかを伺いまして、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 寺澤議員にお答えを申し上げます。

まず、アジアの通貨安定のための取り組みについてのお尋ねがございました。

これに関しましては、先月、マニラで新たなフレームワークが合意され、APEC非公式首脳宣言でも支持されたところでありますが、このフレームワークは、アジア諸国が協力して支援する枠組みを用意するとともに、域内サーベイランスの強化等を図ることとしており、いわゆるAMF構想の考え方と軌を一にするものであります。

我が国としても、このフレームワークに基づいて、諸外国と協調しながら、域内の金融・通貨の安定のために積極的に貢献してまいりたいと考えております。

次に、APECの際の日韓首脳会談についてのお尋ねがございました。

議員のお尋ねでございますけれども、金泳三大統領から直接支援の要請はございませんでした。

韓国がIMFに資金協力要請を行ったと述べられた上、成功のためには我が国や関係諸国の支援が必要だという御発言であります。私から、日本としてもIMFを中心とする国際的な支援の枠組みの中で協力を鋭意検討すると申し上げた次第であります。

次に、韓国の経済危機への対応についてのお尋ねがございました。

十一月三日、IMFと韓国との間で経済調整プログラムが合意をされ、IMF、世銀、アジア開発銀行が韓国に対し総額三百五十億ドルの金融支援を行う旨が発表されております。

我が国としても、この合意を受け、先般のマニラにおける蔵相代理会合の合意に基づき、米国等の諸外国と協力しながら、韓国に対し第二線準備として百億ドルの金融支援を行う旨表明し、これを中心とした話を、昨日金大統領との間、電話で私は交わしたばかりでございます。

今回の合意を受けまして、韓国に対する金融市場の信頼が回復されていくものと考えておりますが、今後とも事態を注視してまいります。

次に、CEOサミットについてのお尋ねをいただきます。

我が国からは、日程の調整がつかず出席できませんでしたが、他方、我が国は、非公式首脳会議、閣僚会議におけるAPECビジネス諮問委員会、ABACとの対話には参加し、私自身も参加をいたしました。同委員会の提言を中心に実質的な意見交換を行いました。今後とも、民間の意見ができるだけ考慮しながら、APECの協力作業を進めていくべきだと考えております。

次に、日米首脳会談等についてのお尋ねがございました。

クリントン大統領及び外相会談において、オルブライト長官から、我が国経済や貿易収支につき議員から御指摘のような意思表明がございました。これに対し、私から、金融システムの安定性確保に万全を期すこと、また経済構造改革、規制緩和などを通じて経済の活力を見出すことを考えている旨を説明し、特に規制緩和につきましては、バーミingham・サミットまでに確認できる成果を上げるように協力していきたいことを説明いたしました。

次に、特に明確に答えるという前提をつけられまして、我が国が保有する米国債に関する日米首脳会談での発言についてのお尋ねがございました。クリントン大統領からも私からも米国債についての発言は一切ございません。

次に、金融システムの状況と預金者等の保護に関するお尋ねがございました。

金融システムの安定性を確保することは重要であります。私としては、預金者保護を目的として、公的支援を含め今後早急に具体策を得る、また、投資家保護につきましても、寄託証券補償基金の法的整備を行うことといたしております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣三塚博君登壇、拍手)
○国務大臣(三塚博君) 寺澤議員の私に対する質問は四問であります。

まず、山一証券株の売買停止についてのお尋ねでございます。

大蔵省としては、十一月十七日に山一証券から巨額の海外債務の存在について口頭で報告を受けたところであり、当局としては、詳細な事実を承知せず、また同社自身が海外債務についての情報開示を行っていない段階で売買停止を行うことは、かえって市場に混乱を生じ、適当でない判断したところであり、同社が負担すべき海外債務の額が報告される段階で売買停止を含めた必要な諸措置をとったところであり、また、

第二点、金融機関への天下りと金融システム改革についてのお尋ねであります。

大蔵省に在職した者が民間金融機関に再就職することによって金融行政がゆがめられてはならないということは当然であります。また、そのようなことは絶対ないものと確信をいたしております。いずれにいたしましても、金融システム改革を着実に推進することによりまして、公正、透明な市場の構築に努めてまいっておるところであります。

金融検査監督の充実強化に関しまして、民間の専門家を登用することについての御質問でございますが、御意見の存するところ、承知をいたしております。

しかしながら、外部の民間専門家を採用することにつきましては、現在の公務員制度における支給可能な給与水準の問題や官民人事交流のあり方など、優秀な人材の外部からの採用に当たっての問題があると考えているところであります。大蔵省といたしましては、これらの公務員制度上の問題についての基本的な対応の方向を踏まえながら適切に対処をいたしてまいりたいと存じます。

金融システムの状況と預金者等の保護に関する

お尋ねであります。

金融システムの安定性確保とは、個別金融機関の破綻がシステム全体に波及しないようにすることでありまして、内外の信託を維持することであり、大蔵省としては、預金者保護の目的として公的支援を含め今後具体的な案を早急に得、また投資家保護についても寄託証券補償基金の法的整備を行うことといたしております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 角田義一君。

〔角田義一君登壇、拍手〕

○角田義一君 私、民主党・新緑風会を代表いたしまして、先般開催されましたアジア太平洋経済協力会議、APECバンクーバー会合について質問をいたします。

総理、今回の首脳会談は、昨今のアジアに広がる金融・通貨不安の中での開催となりました。これは、経済規模が世界の六割近くまで占めるようになったアジア太平洋諸国が直面する共通の試練であります。右肩上がりの成長の牽引役であったAPECがこの事態にいかに対応するか、その真価が問われる重要な課題であると私どもは認識いたしております。

一九八九年に緩やかな経済的協調の枠組みとして発足して以来、アジアにおける自由貿易体制の確立にAPECは取り組んでまいりました。メンバー間での信頼醸成が図られるなどの政治的な効果も含めて、私どもはAPECを高く評価してきただけであります。

しかし、このアジアでの金融連鎖危機の状況は、APECが重大な試練に直面していると言わざるを得ません。そして、APECの中の今後

の日本は、非常に重要な役割を果たさなければならぬと思っておりますが、まずこの点に関する総理の御認識はいかがなものでございましょうか。そして総理はそれに対応されるか、お尋ねをいたします。

APECの中で日本自身が重大な役割を演じなければならぬとするならば、まず自己の姿勢を正し、国際信用を確保することが何よりも重要であります。一連の金融不祥事の続発は、日本の金融システムの根幹に決定的な欠陥があることを図らずも露呈したのであります。責任をとるべき者がその責任をとらずに居直る、情報公開どころか平然と虚偽の報告をすることが放置されている状況で、どうして国際信用をかち取ることができましようか。総理はこの事態を本心に深刻に感じておられるのか、御所見を承りたいと存じます。

次に、ロシア、ベトナム、ペルーの新規参加の決定について伺います。

ロシアの新規参加にはAPECメンバーの中で慎重論もあったと聞いております。それにもかかわらず、クラスノヤルスクでの日ロ会談後一カ月以内でロシアの参加が実現をいたしました。これは日本が、総理がAPECメンバーと協調しつつ、首脳会議と閣僚会議の議論を積極的にリードされたためと私どもは聞いておりまして、その労を私どもは高く評価いたしたいと思います。

ロシア政府も今回の決定及び日本が果たした役割を高く評価していると承知いたしておりますが、私としては、この決定が今後の日ロ関係を前向きに動かしていくための一つの契機となることを期待しているところでございます。同時に、APECにおいて日米中ロの四極が一層の協力を進

め、この地域の安定と繁栄のための枠組みの整備強化に努めていくことが極めて大事であると考えております。

そこで、ロシアがAPECに新しく参加し、アジア太平洋地域においてどのような役割を果たしていくことを望まれているのか、総理の御見解を伺います。さらに、日米中ロが中心となった地域の多国間安保体制の確立の必要性について総理の御所見と、その実現に向けてのステップをお示しいただきたいと思っております。

一方、今回のAPEC会合におきまして向こう十年間の新規参加のモラトリアム、すなわち新規参加は認めない、凍結ということが決定されました。地域の成長と発展や経済的相互依存関係の進展などのAPEC発足の目的は、何よりも地域全体の平和と安定なくして達成できないことは当然であります。

今、朝鮮半島におきましては、四者による本会談の開催も決まって動いております。この動きを側面的にサポートしていくという観点からも、現時点では朝鮮民主主義人民共和国はAPECへの参加を望んでいないとはいえず、将来的にはその加盟をも視野に入れた対応が必要だと思っております。十年間の加入の凍結はそのような情勢に対応できない事態が生じかねないと思えるものであります。総理の御見解を承ります。

また、地域の不安定要因になりかねない問題に対しては、紛争を未然に防ぐという予防外交に努めることが極めて重要であると考えます。

クリントン大統領はインドネシアのスハルト大統領との会談の中で東ティモールの問題を取り上げたと言われております。人権外交は何もアメリ

カの特許ではございません。我が国はODA大綱でも人権問題を重視する立場をとっており、かような立場から、東ティモールの問題、ミャンマーの問題について総理もしくは外務大臣に、このパンクパー会談の中でどのような役割を果たされたのかお尋ねをいたします。

最後に、地球温暖化防止京都会議について伺います。

このAPECの首脳会議において、総理は、地球温暖化防止京都会議の成功に向けたメンバーの協力をアピールされました。その結果、京都会議の成功に向けた支持が表明されるとともに、気候変動には先進国、途上国双方が協力的に努力することが不可欠であることが確認されたと承知しております。温室効果ガス排出削減に全力で取り組んでまいりました私ども会派といたしましては、このAPECでの気候変動問題に関する成果は京都会議の成功に弾みをつけるものと大変期待をいたしております。

我々は、将来の世代から成功だったと評価されるような京都会議にいたしたいと思っております。我々は、政府案には反対でございますけれども、会議を成功させるために総理に協力すべきは協力をいたしたいと思っております。京都会議が始まってからも各国の意見対立は厳しく、合意までの道のりは遠い状況であります。地球温暖化の影響を考えると、この会議の成否は人類の未来を決定すると言っても過言ではありません。

今現地で我が参議院出身の大木環境庁長官に大変な御苦労をいただいております。総理は八日に演説をされると承っておりますが、結構なことだと思っております。しかし、演説をするだけではなくて、調

整が厳しい場合には総理みずから調整を行い、京都会議を成功に導くための努力をする、そういう気概を持ってこの会議の成功をさせなきゃならぬ、そういう決断、勇気を持っておられると思いますが、総理の所信を承って私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 角田議員にお答えを申し上げます。

まず、アジアの金融及びAPECにおける我が国の役割についてのお尋ねがございました。

今回の会合におきまして、こうした金融不安等の問題を抱えながら首脳レベルで議論をいたしましたものとして、アジア経済の基礎的条件は基本的に良好であること、そしてなお高い潜在成長力を維持していること、それには当然マクロの経済政策とか前提はございます。しかし、そうした共通認識が示され、金融・通貨の安定に向けたアジア域内協力強化のための新フレームワークが支持されました。

こうした成果を踏まえて、私どもはアジア太平洋地域の繁栄と安定を希求しながら、一層効果的にAPECを活用すべく一生懸命に努力をしたいと思います。

次に、金融不祥事の続発についてのお尋ねがございました。

銀行、主要証券会社による総会屋への利益供与あるいは損失補てん、特に山一証券における簿外債務の発覚など不祥事が続いたことは本当に残念でありますし、APECの場におきましても私からその状況の説明をするともに、海外のお客様に対しても御迷惑をかけることのないよう措置し

ているという説明までいたす状況になりました。今後とも、不正があればこれに厳正に対処することが国際的な信用にいたえていくために重要であることを改めて確認してきた次第であります。

次に、ロシアがAPECに加盟して、そのアジア太平洋地域においてどのような役割を果たすのか。

これは先ほど来申し上げておりますことでありますが、私は本当にAPECにロシアを参加させることができたことを喜んでおります。なぜなら、アジアに大きな関係を有しアジア太平洋国家でもある旧ソ連時代から、ややもするとヨーロッパに引きがちなロシアの視点というものをアジア太平洋地域に改めてきちんと位置づける、そして建設的なプレーヤーとして行動してくれることを求められる、これは私は、将来に向かって極めて大きなことであり、建設的な役割を果たしてくれることを心から願っております。

同時に、このような動きを通じて、自然な形で日米中口という、これらの国々が一堂に会する機会ができた、そして域内諸国との対話、協力が進展させられるそうした場ができた、私はこれは地域の平和と安定のために極めて大きな役割を果たすことになると考えております。

次に、APECの新規参加のメンバーを凍結したことについてのお尋ねがございました。

ロシア、ベトナム、ペルーの参加を得まして、明年からAPECのメンバーは二十一となりまして、これらのメンバーが開かれた地域主義のもとで貿易と投資の自由化、円滑化等を一層推進していくために一定の期間が内部固めに必要だということは首脳会談の前から論議はされております

た。そして非公式首脳会合の中で十年という期間を限定し、その間に内部固めをきちんと行うという意思を確認したわけでありまして。既にインドあるいはパキスタン等を初めとして参加を申請しておられる国・地域は相当数ございます。しかし、北朝鮮は現時点においてこれに含まれておりません。

また、東ティモール問題、ミャンマー問題についてお尋ねがありました。

今回のAPECに限定をいたします限り、東ティモールの問題はパンクパーでは特設の議論はございませんでした。これまでさまざまな機会に、私自身を含め我が国の関心を伝達していることは当然であります。また、ミャンマーにつきましては、日米の外相会談において同国の事態の改善には政府とNLDとの対話が重要であるという点で一致したと報告を受けております。

最後に、地球温暖化防止京都会議における合意形成について全力を尽くせという御激励をいただきました。

現時点におきまして、本日も閣議終了直後、大木環境庁長官は京都に飛び帰っております。今後とも大木長官と御連絡をとりながら、全力を尽くしてこの会議を成功に導くよう努力をいたしますので、委員の御協力をも心からお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 吉川春子君。

(吉川春子君登壇、拍手)

○吉川春子君 私は、日本共産党を代表して、ただいま御報告のありましたアジア太平洋経済協力会議、すなわちAPECについて質問いたします。

まず、アジア太平洋地域において我が国がとるべき外交姿勢について総理にお伺いします。

アジアでは、ASEAN諸国によって東南アジア非核地帯条約が締結され、非核地帯が拡大しています。また、かつて、米国のベトナム侵略戦争に基地を提供したタイやフィリピンなどからも米軍基地が撤去され、二十三のアジア諸国の中で日本、韓国、中国の三国を除くすべての国が非同盟運動に参加しています。

政府は、アジア諸国のこの流れに逆らい、日米安保再定義、ガイドラインなど日本をアメリカの戦争に自動参戦させる装置をつくり、危険な方向に導こうとしています。これはアジアの緊張を高め、そすれ、平和と経済発展に何ら役立たないものです。マレーシアのマハティール首相も、日米安保条約について、同盟をつくればそれに対抗して準備する国が出て緊張を高めると、その危険性を指摘しているではありませんか。

総理、こうした情勢の中で、日本が日米安保条約をなくし、非核・非同盟中立の日本への転換を図ることこそがアメリカともアジア諸国とも真の友好関係を結び、世界平和に貢献する道ではありませんか。

経済関係でも、日本はアジア諸国の自主的な発展に貢献する経済協力の民主化を図ることが必要です。多国籍企業化した日本の大企業のアジアでの横暴をやめさせ、民主的規制を図り、大企業の経済進出の道具となっているODA政策のゆがみを正し、各国の経済主権を尊重した真の平等互恵の経済協力への転換を図ることが求められているのではありませんか。

ところで、會議は、米国が域内の主要国で唯一

経済が好調という条件をフルに生かして、二十一世紀のアジア支配を展望しつつ、貿易と金融における経済覇権の確保を保障するメカニズムを着々と構築していったことが大きな特徴でした。日本はこれに同調したではありませんか。

そもそもAPECは、一九八九年、発展しつつあったASEAN諸国が国民経済の発展を主として、同時に先進国との経済・技術協力を推し進めていくための緩やかな協議体として発足し、議決方法も多数決ではなく全会一致方式で合意形成を行ってきました。

しかし、一九九三年、シアトル會議以降、アメリカの強力なイニシアチブで、多国籍企業の要求である貿易・投資の自由化を推進するための国際機構に変質させられてきました。例えば、九〇年と九五年の貿易量の変化が米国から東アジアへは二倍になっているのに対し、東アジアから米国へは一・六倍にすぎません。昨年のAPECマニラ會議で採択された経済枠組みに関する閣僚宣言も、先進国が貿易の自由化だけをAPECに求めるならば、それは新植民地主義だと指摘しております。

今アジア地域は、アメリカが押しつけた早期自由化のめたらず経済のゆがみに苦しんでいます。アジア諸国での発展の度合い、国情などを無視して半ば強制的に貿易・投資の自由化を迫り、押しつけた結果、多くの国が日本と同様、バブル崩壊、経済金融危機に直面しているのが実態ではないですか。総理、いかがお考えですか。

同時に、第一勧銀総合研究所によると、我が国の金融機関のアジア諸国に対する融資が急増しており、融資額はタイ、韓国などでは先進国中最大

のシェアを占めています。これは日本国内より利ざやを稼げることをねらって融資競争を行ってきた結果です。このような放漫な海外融資がタイなどのバブルを引き起こした原因とまで言われています。こういう事態について政府はどう考えているのですか。

マレーシアは、通貨取引者の登録制、通貨売買情報の公表、通貨取引者への銀行貸し出しの上限設定などを提起していますが、我が国も為替投機について国際的に規制するなど、問題提起を行うべきではありませんか。

経済危機に陥った国に対する援助の方法として、ASEANは当初、アジア通貨基金構想を提唱していました。ところがアメリカは、アジア独自の通貨安定機関はIMF中心の国際金融秩序を揺るがしかねないとして反対、その結果、首脳宣言では、IMFの役割が依然中心的なものであるとして、アジアにおける金融問題はこれまでどおりアメリカ主導で、各国には補充的資金を拠出させる体制を確認しました。最初はアジア通貨基金構想に同調していた日本が、IMF主導のアジア新融資枠組みで合意した理由はなぜですか、明らかにしていただきたいと思ひます。

アジアの通貨危機に対して、アメリカが主導権を握るIMFの協調融資となると厳しい条件が求められ、それがアジア諸国の自主的な発展を損ない、当該国の国民生活の犠牲を強いることになるのではありませんか。

さらに、このAPECが日本の産業に与える深刻な影響について伺います。

日本はAPECの閣僚声明で、九分野について自由化の前倒しの約束をしました。特に、農林水

産物、玩具などの国内産業は、不況の中、死活問題になるのは明白です。政府が拒否どころか自由化前倒しを約束したのはなぜですか。また、今後関係業界にどんな救済策を行うのか、明らかにしてください。

米政府は、規制緩和、競争政策に関する日米次官級會議で、日本に対して大規模小売店法の完全廃止を求めました。全国各商店街はシャッター通りなどと呼ばれるように次々と小売店がつぶされ、その結果、地域社会も崩壊の危機にさらされています。先日、大型店の影響で生存を脅かされている中小小売店で組織する十八の業界団体が、絶対反対の意思を明らかにしました。このような弱肉強食の規制緩和を総理はよもやアメリカの要求どおり受け入れるなどということはないとは思ひますが、二国間會議でどのように御返事をされたのか、明確にお答えいただきたいと思ひます。

さらに、二国間協議でクリントン大統領に金融システム改善についてまで要請されたと報じられています。政府は金融システム維持のためと称して公的支援を行おうとしています。アメリカの要請によってビッグバンをしゃにむに進め、日本国民に塗炭の苦しみを与えることは断じて容認できません。最後にこのことを指摘して、私の質問を終わります。(拍手)

(國務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)
○國務大臣(橋本龍太郎君) 吉川議員にお答えを申し上げます。

まず第一点は、日本の非同盟化についてのお尋ねがございました。しかし、冷戦後の国際社会に依然不安定要因が存在する中で、日米安保体制は

我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定にとって重要な役割を果たしており、我が国は今後も日米安保体制の堅持、節度ある防衛力の整備、我が国を取り巻く国際環境の安定確保のための外交努力を安全保障政策の基本として堅持してまいります。

次に、大企業及びODAについて御議論がございました。

貿易・投資の自由化は、途上国における雇用の創出、より豊かな生活の実現につながり、アジア等への我が国企業の節度ある展開を政府が規制する立場にはないと考えます。また、我が国は途上国自身が主体性ある開発に取り組むことを重視しており、こうした自助努力に対する我が国の援助は援助を受けておられる国の官民から高い評価も得ております。

次に、先般のAPECに関する議論について、さまざまな角度から御議論がございました。

我が国は、貿易・投資の自由化、円滑化と金融・通貨の安定は、世界経済全体の持続的発展に資するのみならず、途上国の潜在成長力を実現するべきであると考えております。また、APECにおける自由化、円滑化については、メンバーの異なる経済発展段階や多様な状況を考慮しながら進められるものと考えております。

早期自由化とアジア経済についても御意見をいただきました。

早期自由化作業は自主性の原則のもとで行われることと了解しております。メンバー間の異なる経済発展段階や多様な状況を考慮しながら進められるものと考えます。

また、アジア諸国のバブル等の原因としては、

高成長の続く中、海外からの大量の流入資本の一部が生産的でない用途に使われた国もあったことなどが挙げられております。

我が国金融機関のアジア向け融資とアジア経済についても御意見をいただきました。

日本とアジア経済の深いかわり合いの中で、我が国金融機関のアジア向け与信残高は高くなっています。一方、アジア諸国のバブルは、高成長が続く中で、今申し上げましたように、海外からの大量の流入資本の一部が生産的でない用途に使われた国もあったことなどが挙げられます。

しかしながら、我が国金融機関のアジア向け債権については、各金融機関とも為替リスクや信用リスクに配慮した経営を行っているものと聞いておりますが、いずれにいたしましても、アジア各国の経済動向や為替相場の変動について今後とも注意深く注視してまいります。

通貨投機の規制についてのお尋ねがございました。資本の自由な移動は世界経済の発展の基礎でありますし、また、通貨取引の実効性ある規制も容易ではないと思います。一方、私の方からは、資本移動に伴う為替リスクの状況を適切にモニターするメカニズムの検討が必要ではないか、そう考えており、APEC首脳会議におきましてもその旨を発言したところであります。

また、アジアの通貨安定のための取り組みについてもお尋ねをいただきました。

先月マニラで合意されました新たなフレームワークは、アジア諸国が協力してIMFの支援を補完する枠組みを用意するとともに、域内のサー

ベイランスの強化等を図っていくこととなっております。このように、このフレームはIMFの機能を補完、強化することであることを含めまして、いわゆるアジア通貨基金構想と軌を一にするものでありますし、これがアジアの持続的成長、ひいては世界経済に貢献することと確信をしております。

次に、IMFによる支援についてのお尋ねがございました。

IMFによる支援は、その支援を受ける国の健全なマクロ政策や構造改革等を通じて自主的な発展を促すものでありまして、被支援国の国民生活の向上につながるものと考えております。

次に、早期自主的分野別自由化についてのお尋ねがございました。

これにつきましては、メンバーから高い支持が得られ、貿易や経済成長等に与える好ましい影響を考慮し、九つの分野を特定いたしました。明年六月の貿易担当大臣会合に向け引き続き具体的作業が行われることとなっておりますが、さらなる自由化が困難な分野については、ウルグアイ・ラウンド合意を堅持しながら、自主性の原則のもとで円滑化措置、経済・技術協力措置等、可能な対応を検討してまいります。

大規模小売店舗法についての御質問もございました。

この見直しにつきましては、現在、産業構造審議会と中小企業政策審議会の合同会議で審議を行っております。米国だけではなく、国内、国外の幅広い意見を考慮しながら、政府としてはあくまでも消費者利便の最大化と我が国流通業の健全な発展が図られるよう検討していこうと考えております。

ります。

最後に、米国の要請によって公的支援を行うのかというお尋ねがございましたが、御指摘のような米国の意思表明につきましては、私からクリントン大統領に対し、我々の問題として取り組んでいる旨を伝えております。金融システムの安定に關しましては、預金者保護を目的として、公的支援を含め、今後具体案を早急に得て、強い決意を持って取り組んでまいります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 工場立地法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長吉村剛太郎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(吉村剛太郎君登壇、拍手)

○吉村剛太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、工場立地において周辺地域の生活環境との調和を促進するため、一定の規模以上の工場の新設届け出及び工場敷地に占める緑地面積の割合の設定等の権限を地方公共団体に移譲しようとするものであります。

委員会におきましては、緑地面積率の下限を緩和する根拠、工業集落地の特例における費用負担

平成九年十二月五日 参議院會議録第九号

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案

国会法の一部を改正

のあり方、工場による環境汚染に対する対応状況等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対して五項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第三 持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案

日程第四 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。大蔵委員長石川弘君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

〔石川弘君登壇、拍手〕

○石川弘君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案は、持株株式会社の設立等の禁止の解除に伴い、銀行業、保険業または証券業を営む者を子会社とする持株株式会社について、銀行等の経営の健全性の確保、投資者保護等の観点から必要となる監督上の措置を講ずる必要性があること等にかんがみ、銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律について所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

次に、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案は、銀行持株株式会社が金融業務の効率的な運営に資するものであることにかんがみ、銀行等による銀行持株株式会社の創設を円滑にするための措置として、銀行等の合併手続の特例その他の所要の措置を講ずることにより、金融制度の安定及びその利用者の利便の向上を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、金融持株株式会社グループの連結ベースでのディスクロージャーの充実、金融持株株式会社設立時及び設立後の税負担のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して笠井亮委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終了し、採決の結果、両法律案は多数を

もって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。よって、両案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) この際、お諮りいたします。

国会法の一部を改正する法律案(中曽根弘文君外七名発議)は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。よって、本案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。中曽根弘文君。

(議案は本号末尾に掲載)

(中曽根弘文君登壇、拍手)

○中曽根弘文君 ただいま議題となりました国会法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、参議院の第一種常任委員会、すなわち内閣委員会から建設委員会までの十三の委員会を基本政策別の十二の委員会に再編することともに、参議院に新たに行政監視委員会を設置しようとするものでございます。

本院におきましては、かねてから二院制下における参議院のあり方に関する諸問題とその改善策について検討を進めてまいりましたところ、昨年十二月、斎藤議長長の諮問機関である参議院制度改革検討会から、委員会審査及び調査の充実外四件について報告がなされましたが、そのうち委員会再編の問題につきましては、さらに各会派代表者懇談会のもとに設けられた作業小委員会において検討が進められ、本年六月に答申がなされました。

また、同じく本年六月、時代の変化に対応した行政の監査のあり方について、約二年間にわたり調査を重ねてきた行政機構及び行政監察に関する調査会から、行政監視等のための機関の設置についての提案を含む中間報告がなされました。

本法律案は、この両報告を踏まえ、協議の結果、成案を得、自由民主党、平成会、民主党・新緑風会、社会民主党・護憲連合の賛同のもとに提出いたしましたものでございます。

以下、その内容を御説明申し上げます。まず、第一種常任委員会の再編について申し上げます。

今日、国民のニーズは一層多様化し、国会は複数の省庁間を横断した政策要求、あるいは省庁間のすき間に存在する問題を国民の生活実態に即して取り上げ、広い視野から審議を行うことが強く求められております。

とりわけ参議院においては、衆議院とは切り口の異なる特色ある審議を行うため、審議の中心である委員会の組織を見直す必要があるとの認識から、事実上、衆議院とほぼ同様の編成となっている第一種常任委員会を、外交・防衛、文教・科学、国土・環境のような十二の基本政策別の委員会に再編するものでございます。

なお、新たに設置する常任委員会の所管には、現在常設的に設置されている特別委員会の目的の大部分を取り込むこととしております。

次に、行政監視委員会の新設について申し上げます。

この委員会は、参議院に期待される行政監視機能を向上させるため、オンブズマンの機能を備えた行政監視のための委員会を、予算、決算、議院運営、懲罰の各委員会と並ぶ第二種常任委員会として参議院に設置するものでございます。

具体的には、委員会みずから積極的に国政調査権を活用するとともに、調査に当たっては、総務庁が行う行政監察等をも活用することとしております。また、行政運営の不適切、怠慢などによって生じる苦情を内容とする請願を手がかりとして調査を行うとともに、これらの請願の有効な処理を行うこととしております。

なお、附則において、本改正は次の常会の召集の日から施行することとしております。

以上が本法律案の趣旨及びその内容でございます。

何とぞ御賛同くださるようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十七分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 松尾 宣平君

議員
末広まきこ君 小山 峰男君
渡辺 孝男君 大森 礼子君
椎名 素夫君 山口 哲夫君
釘宮 磐君 福本 潤一君
山本 保君 江本 孟紀君
矢田部 理君 北澤 俊美君
松 あきら君 加藤 修一君
山崎 力君 阿曾田 清君
益田 洋介君 平田 健二君
但馬 久美君 和田 洋子君
曾川 健二君 海野 義孝君
円 より子君 岩瀬 良三君
小林 元君 都築 讓君
石田 美栄君 荒木 清寛君
浜四津敏子君 山下 栄一君
風間 和君 泉 信也君
寺澤 芳男君 武田 節子君
牛嶋 正君 猪熊 重二君

寺崎 昭久君 星野 朋市君
木暮 山人君 勝木 健司君
片上 公人君 及川 順郎君
広中和歌子君 永野 茂門君
石井 一二君 吉田 之久君
白浜 一良君 長谷川道郎君
水野 誠一君 芦尾 長司君
上吉原 二天君 長尾 立子君
奥村 展三君 堂本 暁子君
常田 享詳君 岩永 浩美君
大野つや子君 高野 博師君
武田邦太郎君 鈴木 正孝君
釜本 邦茂君 北岡 秀二君
小山 孝雄君 戸田 邦司君
高橋 令則君 今泉 昭君
水島 裕君 景山俊太郎君
海老原義彦君 岩井 國臣君
吉村剛太郎君 魚住裕一郎君
直嶋 正行君 平野 貞夫君
長谷川 清君 野沢 太三君
松浦 孝治君 宮崎 秀樹君
二木 秀夫君 足立 良平君
木庭健太郎君 統 訓弘君
田村 秀昭君 永田 良雄君
鈴木 貞敏君 小野 清子君
平井 卓志君 扇 千景君
鶴岡 洋君 大久保直彦君
坂野 重信君 前田 勲男君
塩崎 恭久君 森田 健作君
矢野 哲朗君 佐藤 静雄君
依田 智治君 山本 一太君
三浦 一水君 松村 龍三君

平田 耕一君 畑 恵君
林 芳正君 龜谷 博昭君
中島 真人君 阿部 正俊君
鈴木 政二君 金田 勝年君
狩野 安君 佐藤 泰三君
石波 清元君 鴻池 祥肇君
谷川 秀善君 保坂 三藏君
岡 利定君 太田 豊秋君
尾辻 秀久君 山崎 正昭君
陣内 孝雄君 西田 吉宏君
成瀬 守重君 野間 起君
清水 達雄君 清水嘉子君
久世 公堯君 斎藤 文夫君
青木 幹雄君 中曾根弘文君
倉田 寛之君 片山虎之助君
守住 有信君 斎掛 哲男君
岡野 裕君 高木 正明君
遠藤 要君 真鍋 賢二君
村上 正邦君 井上 吉夫君
佐々木 満君 岩崎 純三君
井上 裕君 宮澤 弘君
加藤 紀文君 坪井 一字君
照屋 寛徳君 橋本 聖子君
馳 浩君 田村 公平君
上山 和人君 谷本 巍君
菅野 壽君 田浦 直君
武見 敬三君 中原 爽君
長峯 基君 洲上 貞雄君
笠原 潤一君 松谷蒼一郎君
南野知恵子君 河本 英典君
上野 公成君 関根 則之君
日下部禮代子君 権崎 泰昌君

鹿熊 安正君	鎌田 要人君
野村 五男君	石川 弘君
大島 慶久君	真島 一男君
山本 正和君	須藤良太郎君
木宮 和彦君	浦田 勝君
吉川 芳男君	石井 道子君
竹山 裕君	松浦 功君
井上 孝君	林田悠紀夫君
板垣 正君	大河原太一郎君
上杉 光弘君	下稻葉耕吉君
岡部 三郎君	志苦 裕君
小川 勝也君	国井 正幸君
朝日 俊弘君	西川きよし君
山下 芳生君	萱野 茂君
中尾 則幸君	峰崎 直樹君
笠井 亮君	渡辺 四郎君
川橋 幸子君	葉科 満治君
岡崎トミ子君	山田 俊昭君
阿部 幸代君	及川 一夫君
清水 澄子君	角田 義一君
竹村 泰子君	一井 淳治君
佐藤 道夫君	西山登紀子君
須藤美也子君	三重野栄子君
梶原 敬義君	千葉 景子君
前川 忠夫君	齋藤 勲君
緒方 靖夫君	筆坂 秀世君
吉川 春子君	村沢 牧君
本岡 昭次君	伊藤 基隆君
笹野 貞子君	有働 正治君
橋本 敦君	吉岡 古典君
赤桐 操君	瀬谷 英行君
小島 慶三君	久保 亘君

議長の報告事項
一昨三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員	菅野 久光君	松前 達郎君
	立木 洋君	上田耕一郎君
政府委員	内閣総理大臣	橋本龍太郎君
	外務大臣臨時代理	村岡 兼造君
	大蔵大臣	三塚 博君
	通商産業大臣	堀内 光雄君
外務省経済局長	事務代理	渋谷 實君
労働委員	猪熊 重二君	鈴木 正孝君
	廣中和歌子君	今泉 昭君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
沖繩及び北方問題に関する特別委員	補欠	
同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
国際問題に関する調査会委員	補欠	
行政機構及び行政監察に関する調査会委員	補欠	
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。		
中高一貫教育推進のための学校教育法の一部を改正する法律案(藤村修君外三名提出)(衆第一四号)		
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。		
持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案(閣法第五号)		
銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案(閣法第六号)		
大蔵委員会に付託		

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。		
一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案		
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案		
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案		
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案		
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案		
罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案		
同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。		
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案		
言語聴覚士法案(閣法第八号)		
厚生委員会に付託		
同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。		
介護保険法案(第百三十九回国会提出第百四十回国会衆議院送付本院継続審査)		
介護保険法施行法案(第百三十九回国会提出第百四十回国会衆議院送付本院継続審査)		
医療法の一部を改正する法律案(第百三十九回国会提出第百四十回国会衆議院送付本院継続審査)		
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。		
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。		

同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。

介護サービスの基盤整備の推進等に関する決議
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省総合外交政策局軍備管理・科学審議官阿部信泰君及び外務省北米局長高野紀元君の第百四十一回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十一回国会政府委員に任命すること承認した。

外務省総合外交政策局軍備管理・科学審議官事務代理 須田 明夫君
外務省北米局長事務代理 田中 均君
同日内閣総理大臣から議長宛、外務省総合外交政

策局軍備管理・科学審議官事務代理須田明夫君外一名(同日議長承認)を、第百四十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

菅野 壽君

補欠

上山 和人君

大蔵委員

辞任

清水 達雄君

補欠

吉川 芳男君

松浦 孝治君

谷本 嶺君

補欠

菅野 壽君

農林水産委員

辞任

大野つや子君

補欠

倉田 寛之君

上山 和人君

補欠

商工委員

辞任

大木 浩君

補欠

龜谷 博昭君

国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項の規定によるもの

倉田 寛之君

梶原 敬義君

大野つや子君

補欠

運輸委員

辞任

鈴木 政二君

補欠

松浦 孝治君

吉川 芳男君

寺崎 昭久君

清水 達雄君

益田 洋介君

淵上 貞雄君

梶原 敬義君

建設委員

辞任

益田 洋介君

補欠

寺崎 昭久君

決算委員

辞任

中尾 則幸君

補欠

小川 勝也君

議院運営委員

辞任

小川 勝也君

補欠

中尾 則幸君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

地方行政委員会

理事 朝日 俊弘君 (朝日俊弘君の補欠)

大蔵委員会

理事 志苦 裕君 (上山和人君の補欠)

同日議員中曾根弘文君外七名から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

国会法の一部を改正する法律案

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。

外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一五号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。

外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(運輸委員長提出)(衆第一五号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

平成十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案
同日委員長から次の報告書が提出された。

工場立地法の一部を改正する法律案(閣法第一一号)審査報告書

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案(閣法第五号)審査報告書

銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案(閣法第六号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。
ダム事業の総点検に関する再質問主意書(竹村泰子君提出)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

平成十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

同日議長は、アリツヤ・グジェシコヴィアク・ポーランド共和国上院議長より、同議長のポーランド共和国上院議長就任に際して発送した祝電に対する礼状を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省経済局長大島正太郎君の第百四十一回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十一回国会政府委員に任命すること承認した。

外務省経済局長事務代理 渋谷 實君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省経済局長事務代理渋谷實君(同日議長承認)を、第百四十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

審査報告書

工場立地法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成九年十二月四日

参議院議長 斎藤 十朗殿
商工委員長 吉村剛太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、工場立地が周辺の地域の生活環境との調和を一層図りつつ行われる必要があることにかんがみ、工業集落地に隣接して整備される緑地等が周辺の地域の生活環境の改善に寄与する場合の特例制度を導入するとともに、地方公共団体が工場内の緑地等の面積の割合に関する事項について国が定める基準の範囲内において地域の実情を踏まえた地域準則を定めることができる等の措置を講じようとするものである。なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法律案に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、本法に係る緑地面積等の規制の見直しについては、緑地等の整備が効果的に推進されるよう努めること。また、工業集落地における特例措置については、準則の改定に当たって、隣接する緑地等が適正に認知され、周辺環境との調和に配慮するよう努めること。

二、地域準則の導入に当たり国が定める区分ことの基準については、地方分権の推進を図る観点から、地方の自主性を十分に尊重し、適時適切な見直しを行うこと。

三、工業集落地の特例の適用に当たっては、事業者の緑地等の整備に向けた主体的な取組みが促進されるよう、制度の趣旨を周知すること。

四、企業が地域市民の一員として地域と共生することを促進するため、工場内の環境施設(緑地を含む)を可能な限り市民が利用できるよう検討を行うこと。

五、内外の経済情勢の変化に応じた工場立地政策について検討を深めること。

工場立地法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年十一月二十日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

工場立地法の一部を改正する法律案

工場立地法の一部を改正する法律案

工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)の一

部を次のように改正する。

第四条第一項中「きいて」を「聴いて」に改め、第三号を次のように改める。

三 前二号に掲げる事項の特例に関する次に掲げる事項

イ 工業団地(製造業等に係る二以上の工場又は事業場の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。以下同じ。)に工場又は事業場を設置する場合に、工業団地について一体として配慮することが適切であると認められるもの

ロ 工業集落地(製造業等に係る二以上の工場又は事業場が集中して立地する一団の土地(工業団地を含むものを含む)をいう。以下同じ。)に隣接する一団の土地に緑地又は環境施設が計画的に整備されることにより周辺の地域の生活環境の改善に寄与すると認められる工業集落地に工場又は事業場を設置する場合に、工業集落地及び緑地又は環境施設について一体として配慮することが適切であると認められるもの

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 都道府県は、当該都道府県の区域のうち、その自然的、社会的条件から判断して、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項(以下この条において「緑地面積率等」という。)に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その

区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則(第九条第二項第一号において「地域準則」という。)を定めることができる。

2 通商産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、工場立地及び工業用水審議会の意見を聴いて、緑地面積率等について、緑地及び環境施設の整備の必要の程度に応じて区域の区分ごとの基準を公表するものとする。

3 第一項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

第六条第一項中「通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣」を「当該特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事(以下単に「都道府県知事」という。以下「きいて」を「聴いて」に改め、第五号を次のように改める。

五 特定工場における生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設及び第四条第一項第二号の省令で定める施設の配置(次のイ又はロに掲げる場合にあつては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。)

イ 工業団地に特定工場の新設をする場合
当該工業団地の面積並びに緑地、環境施設その他の省令で定める施設の面積及び環境施設の配置

ロ 工業集落地に特定工場の新設をする場合
であつて、第四条第一項第三号ロに掲げる事項に係る同項第一号及び第二号に掲げる事項の特例の適用を受けようとするとき
当該工業集落地に隣接する一団の土地に計

画的に整備される緑地又は環境施設(以下この号及び第八條第一項第二号において「隣接緑地等」という。)の面積、当該環境施設の配置並びに隣接緑地等の整備につき当該工業集落地に工場又は事業場を設置する者が負担する費用の総額(第八條第一項第二号において「負担総額」という。)及び当該特定工場の新設をする者が負担する費用第六條第一項第六号中「ええい」を「超えない」に改め、同条第三項を削る。

第七條第一項中「行なわれる」を「行われる」に、「通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第八條を次のように改める。

(変更の届出)

第八條 第六條第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定工場に係る第六條第一項第一号又は第四号から第六号までの事項に係る変更(前条第一項の省令で定める軽微なものを除く。)をしようとするときは、省令で定めるところにより、その旨(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項)を都道府県知事に届け出なければならない。

一 当該変更が、指定地区の指定のあつた際現に当該指定地区において設置されており又は新設のための工事がされている特定工場についての第六條第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更で当該指定の日以後最初に行われるものであり、かつ、その変

更に係る事項が同項第六号の事項以外の事項である場合、その旨及び同号の事項

二 当該変更が、工業集落地に設置されている特定工場についての第六條第一項第二号、第四号又は第五号の事項に係る変更で、隣接緑地等につき第四條第一項第三号に掲げる事項に係る同項第一号及び第二号に掲げる事項の特例の適用を受けようとする場合、その旨、隣接緑地等の面積、当該隣接緑地等における環境施設の配置並びに負担総額及び当該変更をする者が負担する費用

2 第六條第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第九條第一項中「通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣」を「都道府県知事」に改め、同項第二号中「きわめて」を「極めて」に改め、同条第二項中「特定工場に係る事業を所管する大臣」を「都道府県知事」に改め、「通商産業大臣に協議して」を削り、同項第一号中「準則」の下に「(第四條の二第一項の規定により地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則を含む。)」を加える。

第十條第一項中「特定工場に係る事業を所管する大臣」を「都道府県知事」に、「行なわれる」を「行われる」に、「きわめて」を「極めて」に改め、「通商産業大臣に協議して」を削る。

第十一條第二項中「通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣」を「都道府県知事」に改め、「のうち第六條第一項第五号及び第六号の事項以外の事項」を削り、同条第三項を削る。

第十二條第一項中「通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第二項を削る。

第十三條第三項中「通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第四項を削る。

第十五條の五を削り、第十五條の四を第十五條の五とし、第十五條の三の次に次の一条を加える。

(大都市の特例)

第十五條の四 この法律の規定により、都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

第十六條中「十万円」を「五十万円」に改める。
第十七條中「五万円」を「三十万円」に改める。
第十八條中「五万円」を「二十万円」に改める。
第二十條中「第十二條第一項」を「第十二條」に、「三万円を十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣にされた改正前の工場立地法第六條第一項、第七條第一項又は第八條第一項の規定による届出に係る勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

(工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中、「新法第六條第一項第二号」を、「工場立地法第六條第一項第二号」に、「当該新法特定工場内の新法を」同項に規定する特定工場(以下「特定工場」という。)内の同法に、「新法第六條第一項第六号」を「同法第六條第一項第六号」に、「当該新法特定工場の」を「当該特定工場の」に、「(新法を)」(同法に)、「行なわれる」を「行われる」に、「及び新法」を「及び同法」に、「通商産業大臣及び当該新法特定工場に係る事業を所管する大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第二項中「新法第七條第二項」を「工場立地法第七條第二項」に、「新法第七條第一項」を「同法第七條第一項」に改める。

附則第三條の次に次の一条を加える。
(大都市の特例)
第三條の二 前条第一項の規定により、都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市

(以下この条において「指定都市」という。)に

おいては、指定都市の長が行うものとする。
この場合においては、前条第一項の規定中、都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

附則第四條第一項中「前条第一項」を「第三條第一項」に、「十万円」を「五十万円」に改める。
(工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四條 この法律の施行前に通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣にされた前条の規定による改正前の工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三條第一項の規定による届出に係る勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五條 この法律の施行前にした行為並びに附則第二條及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地価税法の一部改正)

第六條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中「公表された同項の準則」を「同項の規定により公表された同項の準則又は同法第四條の二第一項(工場立地に関する地域準則)の規定により定められた同項の地域準則」に改める。

審査報告書

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成九年十二月四日

大蔵委員長 石川 弘

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴い、銀行業、保険業又は証券業を営む者を子会社とする持株会社について、銀行等の経営の健全性の確保、投資者保護等の観点から必要となる監督上の措置を講ずる必要性があること等にかんがみ、銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律について、所要の規定の整備を図ろうとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 金融持株会社の解禁により、銀行等が産業支配を行うことのないよう、公正な競争促進の観点からその実態について十分な監視を行うとともに、預金者保護等の観点から銀行持株会社グループによる株式保有制限や他業制限等の規制が遵守されるよう努めること。

一 銀行持株会社グループ等の連結ベースでのディスクロージャーを充実させるとともに、預金者等の利用者にわかりやすく経営情報の開示を進めること。

一 銀行が持株会社形態を活用して、多様な金融又は金融関連業務に進出することにかんがみ、銀行持株会社グループが行う金融商品の販売に当たっては、商品内容の説明義務を課し、銀行の影響力を行使した販売の防止等により預金者等の利用者が不利益を被ることのないよう配慮すること。

一 銀行持株会社以外の他の金融持株会社についても、持株会社の設立手続を円滑にするための方策について検討すること。

一 金融持株会社制度の活用を促進するため、金融持株会社の設立の際及び設立後における課税のあり方について検討を進めること。また、持株会社形態を利用した租税回避の防止等にも留意すること。

右決議する。

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三條により送付する。

平成九年十一月二十七日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

する銀行持株会社(第五十二条の二第一項に規定する銀行持株会社をいう。)、当該銀行持株会社の子会社(当該銀行を除く。その他の当該銀行と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。))又はその特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき公益上必要がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該銀行の取引の通常の条件に照らして当該銀行に不利益を与えるものと認められるもの

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準する取引又は行為で、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして大蔵省令で定める取引又は行為

第十六条の三を削る。

第十六条の四第一項第二号中「営業をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、同条第三項中「第十六条の二第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第十六条の三とする。

第四十七條第二項中「第十六条の四」を「第十六条の三」に、「並びに第五十三條第一号及び第四号」を「第七條の二、第五十三條第一項第二号、第四号及び第五号、第二項並びに第三項、第五十五條第二項並びに第五十六條第六号及び第七号」に改める。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二 銀行持株会社

第一節 通則

(銀行持株会社の定義等)

第五十二條の二 この章から第九章までにおいて「銀行持株会社」とは、銀行を子会社とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第三項(持株会社)に規定する持株会社をいう。以下同じ。))であつて、次条第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

2 この章から第九章までにおいて「子会社」とは、会社がその発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数又は出資の総額(以下この章において「発行済株式の総数等」という。)の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限る。))又は持分(以下この章において「株式等」という。)を所有する他の会社をいう。この場合において、会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該会社に指図を行うことができるものに限る。))その他大蔵省令で定める株式等を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの(大蔵省令で定める株式等を除く。)を含むものとする。

3 会社及びその若しくは二以上の子会社又は当該会社の若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える

数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなして、この章から第九章までの規定を適用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

4 銀行持株会社(外国の法令に準拠して設立されたものを除く。)は、株式会社でなければならない。

(銀行持株会社に係る認可等)

第五十二條の三 次に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社又は銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一 当該会社又はその子会社による銀行の株式の取得(担保権の実行その他の大蔵省令で定める事由によるものを除く。)

二 当該会社の子会社による第四条第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により銀行を子会社とする持株会社になつた会社(以下「特定持株会社」という。))は、当該事由の生じた日の属する営業年度経過後三月以内に、当該会社が銀行を子会社とする持株会社になつた旨その他の大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

3 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する営業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項において「猶予期限日」という。))までに銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定持株会社が、猶予期

限日後も引き続き銀行を子会社とする持株会社であることについて大蔵大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4 特定持株会社は、前項の規定による措置により銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときも、同様とする。

第五十二條の四 大蔵大臣は、前条第一項又は第三項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社(以下この条において「申請者等」という。))及びその子会社(子会社となる会社を含む。次号において同じ。))の収支の見込みが良好であること。

二 申請者等及びその子会社が保有する資産等に照らしこれらの者の自己資本の充実の状況が適当であること。

三 申請者等が、その人的構成等に照らし、その子会社であり、又はその子会社となる銀行の経営管理を確かかつ公正に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

(銀行持株会社の取締役の兼職の制限)

第五十二條の五 銀行持株会社の常務に従事する取締役は、大蔵大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならない。

2 大蔵大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認める場合を除き、これを認可しなければならない。

第二節 業務及び子会社等

(銀行持株会社の業務範囲等)

第五十二条の六 銀行持株会社は、その子会社である銀行及び次条第一項各号に掲げる会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

2 銀行持株会社は、その業務を営むに当たっては、その子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五十二条の七 銀行持株会社は、銀行及び次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

- 一 長期信用銀行法に規定する長期信用銀行(以下「長期信用銀行」という。)
- 二 外国為替銀行法に規定する外国為替銀行(以下「外国為替銀行」という。)
- 三 証券取引法第二十九条九項(定義)に規定する証券会社
- 四 銀行業を営む外国の会社
- 五 証券業を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)
- 六 銀行業(長期信用銀行又は外国為替銀行の債券の発行に係る業務を含む。)(又は証券

業に従属し、付随し、又は関連する業務として大蔵省令で定めるものを専ら営む会社
七 新たな事業分野を開拓する会社として大蔵省令で定める会社(当該会社の株式等を、銀行持株会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で大蔵省令で定めるもの(次条第七項において「特定子会社」という。)(以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準株式数等を超えて所有していないものに限る。)

八 銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の大蔵省令で定める事由により当該銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、銀行又は第一項第一号から第六号まで若しくは第八号に掲げる会社(銀行業(長期信用銀行又は外国為替銀行)を子会社とする場合にあつては、これらの債券の発行に係る業務を含む。)(に従属し、付随し、又は関連する業務を専ら営む会社として大蔵省令で定めるものを除く。)(次項及び次条第四項第四号において「子会社対象銀行等」という。)を子会社としうとするときは、第五十二条の十九第一項又

は第二項の規定により合併又は営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の規定は、子会社対象銀行等が、銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の大蔵省令で定める事由により当該銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その子会社となつた子会社対象銀行等を引き続き子会社とすることについて大蔵大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 第三項の規定は、銀行持株会社が、その子会社として第一項第四号又は第五号に掲げる会社をこれらの号のうち他の号に掲げる会社である子会社としうとするときについて準用する。

(銀行持株会社等による株式の取得等の制限)

第五十二条の八 銀行持株会社又はその子会社は、国内の会社(銀行並びに前条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第八号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)(の株式等については、合算して、その基準株式数等(当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十五を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。))を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。

2 前項の規定は、銀行持株会社又はその子会

社が、担保権の実行その他の大蔵省令で定める事由により、国内の会社の株式等をその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社又はその子会社は、合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた部分の株式等については、当該銀行持株会社があらかじめ大蔵大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は所有することとなつた日から一年を超えてこれを所有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、大蔵大臣がする同項の承認の対象には、銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうち当該百分の五十を超える部分の株式等は含まれないものとし、大蔵大臣が当該承認をするときは、銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を速やかに処分することを条件としなければならない。

4 銀行持株会社又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に所有し、又は所有することとなる国内の会社の株式等がその基準株式数等を超える場合であっても、同日以後、当該株式等をその基準株式数等を超えて所有することができる。ただし、大蔵大臣は、銀行持株会社又はその子会社が、次の各

号に掲げる場合に国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて所有し、又は所有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 第五十二条の三第一項の認可を受けた会社が当該銀行持株会社になったとき。その銀行持株会社になった日

二 第五十二条の三第二項の認可を受けて当該銀行持株会社が設立されたとき。その設立された日

三 特定持株会社が第五十二条の三第三項ただし書の認可を受けて当該銀行持株会社になったとき。その認可を受けた日

四 前条第三項の認可を受けて当該銀行持株会社が子会社対象銀行等を子会社としたとき（大蔵省令で定める場合に限る）。その子会社とした日

五 当該銀行持株会社が第五十二条の十九第一項の認可を受けて合併をしたとき（当該銀行持株会社が存続する場合に限る）。その合併をした日

六 当該銀行持株会社が第五十二条の十九第二項の認可を受けて営業の譲受けをしたとき（大蔵省令で定める場合に限る）。その営業の譲受けをした日

5 大蔵大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて所有し、又は所有することとなる国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を、同日から五年を経

過する日までに大蔵大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6 銀行持株会社又はその子会社が、国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなつた場合には、その超える部分の数又は額の株式等は、当該銀行持株会社が取得し、又は所有するものとみなす。

7 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社として大蔵省令で定める会社の株式等の取得又は所有については、特定子会社は、銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。

8 第五十二条の二第二項後段の規定は、前各項の場合において銀行持株会社又はその子会社が取得し、又は所有する株式等について準用する。

（銀行持株会社に係る銀行の経営の健全性の確保）

第五十二条の九 大蔵大臣は、銀行の業務の健全な運営に資するため、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかその他それらの経営の健全性を判断するための基準であつて、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきものを定めることができる。

第三節 経理

（銀行持株会社の営業年度）

第五十二条の十 銀行持株会社の営業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（銀行持株会社に係る業務報告書等）

第五十二条の十一 銀行持株会社は、営業年度ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社の業務及び財産の状況をこれらの会社の全部につき連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 中間業務報告書及び業務報告書の記載事項、提出期日その他これらの報告書に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告）

第五十二条の十二 銀行持株会社は、営業年度ごとに、大蔵省令で定めるところにより、当該銀行持株会社及びその子会社の全部につき連結して記載した貸借対照表及び損益計算書を作成して、当該営業年度経過後三月以内に公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、大蔵大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

（銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）

第五十二条の十三 銀行持株会社は、営業年度ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社の業務及び財産の状況に関する事項をこれらの会社の全部につき連結して記載した説明書類を作成して、当該銀行持株会社の子会社である銀行の主要な営業所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、当該銀行持株会社又はその子会社の取引者の秘密を害するおそ

れのある事項及び当該銀行持株会社又はその子会社の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項並びにその記載のため過大な費用の負担を要する事項については、この限りでない。

（銀行持株会社の営業報告書等の記載事項）

第五十二条の十四 銀行持株会社が商法第二百八十一条第一項（計算書類の作成）の規定により作成する銀行持株会社の営業報告書及び附属明細書の記載事項は、大蔵省令で定める。

第四節 監督

（銀行持株会社等による報告又は資料の提出）

第五十二条の十五 大蔵大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行を子会社とする銀行持株会社に対し、当該銀行の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 大蔵大臣は、第二十四条第一項の規定により銀行に対して報告又は資料の提出を求め、及び前項の規定により当該銀行を子会社とする銀行持株会社に対して報告又は資料の提出を求める場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行持株会社の子会社（当該銀行を除く。次項において同じ。）に対し、当該銀行又は当該銀行持株会社の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 銀行持株会社の子会社は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(銀行持株会社等に対する立入検査)

第五十二條の十六 大蔵大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該銀行を子会社とする銀行持株会社の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該銀行若しくは当該銀行持株会社の業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は当該銀行持株会社の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 大蔵大臣は、第二十五條第一項の規定による銀行に対する立入り、質問又は検査を行い、及び前項の規定による当該銀行を子会社とする銀行持株会社に対する立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該銀行持株会社の子会社(当該銀行を除く。第五項において同じ。)の営業所その他の施設に立ち入らせ、当該銀行若しくは当該銀行持株会社に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 5 前条第三項の規定は、第二項の規定による銀行持株会社の子会社に対する質問及び検査について準用する。

(銀行持株会社に対する改善計画の提出の求め等)

第五十二條の十七 大蔵大臣は、銀行持株会社の業務又は銀行持株会社及びその子会社の財産の状況に照らして、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行持株会社に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずることができる。

- 2 前項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。次項において同じ。)であつて、銀行持株会社及びその子会社の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、大蔵省令で定める銀行持株会社及びその子会社の自己資本の充実の状況に係る区分に応じ大蔵省令で定めるものでなければならない。
 - 3 大蔵大臣は、銀行持株会社に対し第一項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る措置の実施の状況に照らして特に必要があると認めるときは、当該銀行持株会社の子会社である銀行に対し、その業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を命ずることができる。
- (銀行持株会社に係る認可の取消し等)
- 第五十二條の十八 大蔵大臣は、銀行持株会社が法令、定款若しくは法令に基づく大蔵大臣の処分違反したとき又は公益を害する行為

をしたときは、当該銀行持株会社に対しその取締役若しくは監査役の解任その他監督上必要な措置を命じ、若しくは当該銀行持株会社の第五十二條の三第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消し、又は当該銀行持株会社の子会社である銀行に対しその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された銀行持株会社に対して与えられているものとみなす。

- 2 銀行持株会社は、前項の規定により第五十二條の三第一項又は第三項ただし書の認可を取り消されたときは、大蔵大臣が指定する期間内に銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。
 - 3 大蔵大臣は、銀行を子会社とする持株会社が次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、当該持株会社の子会社である銀行に対し、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
 - 一 第五十二條の三第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引又は行為により銀行を子会社とする持株会社になつたもの
 - 二 第五十二條の三第一項の認可を受けずに銀行を子会社とする持株会社として設立されたもの
 - 三 第五十二條の三第三項ただし書の認可を受けることなく同項の猶予期限日後も銀行を子会社とする持株会社であるもの
- 四 第一項の規定により第五十二條の三第一

項又は第三項ただし書の認可を取り消された持株会社であつて、前項の規定による措置を講ずることなく同項の大蔵大臣が指定する期間後も銀行を子会社とする持株会社であるもの

第五節 雑則

(銀行持株会社に係る合併又は営業の譲渡若しくは譲受けの認可)

第五十二條の十九 銀行持株会社を全部又は一部の当事者とする合併(当該合併前に銀行持株会社であつた一の会社が当該合併後も銀行持株会社として存続するものに限る。)は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 銀行持株会社を当事者とする営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け(当該営業の譲渡又は譲受けをした銀行持株会社が、その譲渡又は譲受け後も引き続き銀行持株会社であるものに限る。)は、政令で定めるものを除き、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第五十二條の四の規定は、前二項の認可の申請があつた場合について準用する。

(銀行を子会社とする外国の持株会社に対する法律の適用関係)

第五十二條の二十 銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの(以下この条において「銀行を子会社とする外国の持株会社」という。)に対しこの法律の規定を適用する場合における特例及び技術的統替えその他銀行を子会社とする外国の持株会社に対するこの法律の規定の適用に関し

必要な事項は、政令で定める。

第五十三條第三号中「第十八條の四第二項を「第十八條の三第二項」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 その発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数の百分の五十を超える数の株式(議決権のあるものに限る。次項において同じ。)が一の会社(銀行及び銀行持株会社を除く。)により取得又は所有されることとなつたとき。

第五十三條に次の二項を加える。

2 第五十二條の二第二項後段の規定は、前項第五号に規定する一の会社が取得し、又は所有することとなつた銀行の株式について準用する。

3 銀行持株会社(銀行持株会社であつた会社を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

一 第五十二條の三第一項の認可に係る銀行持株会社になつたとき又は当該認可に係る銀行持株会社として設立されたとき。

二 銀行を子会社とする持株会社でなくなつたとき(第五号の場合を除く。)

三 第五十二條の七第一項第六号又は第七号に掲げる会社(同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならぬとされるものを除く。)を子会社としようとするとき(第五十二條の十九第一項又は第二項の規定による認可を受けて合併又は営業の譲受けをしようとする場合を除く。)

を除く。)

四 その子会社が子会社でなくなつたとき(第五十二條の十九第二項の規定による認可を受けて営業の譲渡をした場合及び第二号の場合を除く。)

五 解散したとき(設立又は合併(当該合併により銀行を子会社とする持株会社を設立するものに限る。))を無効とする判決が確定したときを含む。)

六 資本の額を変更しようとするとき。

七 この法律の規定による認可(第一号に規定する認可を除く。))を受けた事項を実行したとき。

八 その他大蔵省令で定める場合に該当するとき。

第五十五條中「銀行がこの法律を」銀行又は銀行持株会社(第五十二條の三第一項の認可を受けた者を含む。))がこの法律に、「第十八條の四第二項」を「第十八條の三第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、第五十二條の三第一項又は第三項ただし書の認可について

は、当該認可に係る銀行持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、当該認可は、効力を失う。

第五十六條に次の四号を加える。

五 第五十二條の十八第一項の規定により第五十二條の三第一項又は第三項ただし書の認可を取り消したとき。

六 第五十二條の十八第一項の規定により銀行持株会社の子会社である銀行の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

七 第五十二條の十八第三項の規定により銀行の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

八 前条の規定により第五十二條の三第一項又は第三項ただし書の認可が効力を失つたとき。

第五十七條中「銀行」の下に「又は銀行持株会社を加える。

第六十一條の次に次の一条を加える。

第六十一條の二 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十二條の三第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社になつたとき又は銀行を子会社とする持株会社を設立したとき。

二 第五十二條の三第三項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

三 第五十二條の十八第二項の規定に違反して同項に規定する大蔵大臣が指定する期間を超えて銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

第六十二條中「若しくは第二十七條を」、第二十七條若しくは第五十二條の十八第一項若しくは第三項に改める。

第六十三條第一号中「第十九條」の下に「若しくは第五十二條の十」を加え、同条第二号中「若しくは第二十四條第二項を」、第二十四條第二項若しくは第五十二條の十五第一項若しくは

は第二項に改め、同条第三号中「若しくは第二十五條第二項を」、第二十五條第二項若しくは第五十二條の十六第一項若しくは第二項に改め、同条に次の二号を加える。

七 第五十二條の十八第一項の規定による命令(取締役若しくは監査役の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除く。))に違反した者

八 第五十四條第一項の規定により付した条件(第五十二條の三第一項又は第三項ただし書の規定による認可に係るものに限る。))に違反した者

第六十四條第一項第二号中「第四号まで」の下に「第七号又は第八号」を加え、同条第三号中「第六十一條」の下に「第六十一條の二」を加える。

第六十五條中「又は外国銀行の代表者、代理人若しくは支配人」を「外国銀行の代表者、代理人若しくは支配人、銀行持株会社(銀行持株会社が銀行持株会社でなくなつた場合における当該銀行持株会社であつた会社を含む。))の取締役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社(特定持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。))の取締役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人」に改め、同条第一号中「第十八條の四第一項を」第十六條の三第一項に改め、同条第二号中「第七條を」第七條第一項又は第五十二條の五第一項に改め、同条第三号中「第十二條」の下に「又は第五十二條の六第一項」を加え、同条第四号中「第五十三條を」第五十三條第一項若しくは

くは第三項に改め、同条第六号中「第二十條」

の下に「若しくは第五十二條の十二を加え、同条第七号中「第二十六條第一項」の下に「若しくは第五十二條の十七第一項を加え、」同項を「第二十六條第一項に改め、」第二十九條の下に「若しくは第五十二條の十七第一項若しくは第三項を加え、同条第十一号中「第十六條の四第一項」を「第十六條の三第一項」に、又は第三十七條第一項を、第三十七條第一項、第五十二條の七第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)又は第五十二條の十九第一項若しくは第二項に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十号の次に次の五号を加える。

十一 第五十二條の三第二項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十二 第五十二條の七第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社(第五十二條の八第一項に規定する国内の会社を除く。)を子会社としたとき。

十三 第五十二條の七第三項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象銀行等を子会社としたとき又は同条第五項において準用する同条第三項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで同条第一項第四号若しくは第五号に掲げる会社をこれらの号のうち他の号に掲げる会社である子会社としたとき。

十四 第五十二條の八第一項又は第二項ただし書の規定に違反したとき。

十五 第五十二條の八第三項又は第五項の規定により付した条件に違反したとき。

(長期信用銀行法の一部改正)

第二條 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條中「をいう。」の下に「第十六條の四第一項において同じ。」を加える。

第十六條第一項中「次条を」第十七條に改め、同条の次に次の三條を加える。

(長期信用銀行持株会社に係る認可等)

第十六條の二 次に掲げる取引若しくは行為により長期信用銀行を子会社とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九條第三項(持株会社)に規定する持株会社をいう。以下同じ。)にならうとする会社又は長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一 当該会社又はその子会社による長期信用銀行の株式の取得(担保権の実行その他の大蔵省令で定める事由によるものを除く。)

二 当該会社の子会社による第四條第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

2 前項に規定する「子会社」とは、会社がその発行済株式(議決権のあるものに限り)の総数又は出資の総額(以下この項において「発行済株式の総数等」という。)の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限り)又は持分(以下この条及び第十六條の四において「株式等」という。)を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一

若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

3 前項の場合において、会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該会社に指図を行うことができるものに限る。)その他大蔵省令で定める株式等を含むものとし、信託財産である株式等で、当該会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの(大蔵省令で定める株式等を除く。)を含むものとする。

4 第一項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により長期信用銀行を子会社(同項に規定する子会社をいう。以下同じ。)とする持株会社になつた会社(以下「特定持株会社」という。)は、当該事由の生じた日の属する営業年度経過後三月以内に、当該会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社になつた旨その他の大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

5 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する営業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項において「猶予期限日」という。)までに長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定持株会社が、猶予期限日後も引き続き長期信用銀行を子会社とする持株会社であることについて大

蔵大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

6 特定持株会社は、前項の規定による措置により長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときも、同様とする。

第十六條の三 大蔵大臣は、前条第一項又は第五項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社(以下この条において「申請者等」という。)及びその子会社(子会社となる会社を含む。次号において同じ。)の収支の見込みが良好であること。

二 申請者等及びその子会社が保有する資産等に照らしこれらの者の自己資本の充実の状況が適当であること。

三 申請者等が、その人的構成等に照らし、その子会社であり、又はその子会社となる長期信用銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第十六條の四 長期信用銀行持株会社(長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六條の二第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第五項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。)は、長

期信用銀行及び次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行(銀行法第二十一条(定義等)に規定する銀行をいう。以下同じ。)

二 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)第二条第一項(定義)に規定する外国為替銀行

三 証券取引法第二条第九項(定義)に規定する証券会社

四 銀行業を営む外国の会社

五 証券業(証券取引法第二条第八項各号(定義)に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。次号において同じ。)を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

六 銀行業(長期信用銀行の債券の発行に係る業務を含む。第三項において同じ。)又は証券業に従属し、付随し、又は関連する業務として大蔵省令で定めるものを専ら営む会社

七 新たな事業分野を開拓する会社として大蔵省令で定める会社(当該会社の株式等を、長期信用銀行持株会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で大蔵省令で定めるものの以外の子会社が、合算して、次条において準用する銀行法第五十二条の八第一項に規定する基準株式数等を超えて所有していないものに限る。)

八 長期信用銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、長期信用銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の大蔵省令で定める事由により当該長期信用銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行持株会社は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 長期信用銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、長期信用銀行又は第一項第一号から第六号まで若しくは第八号に掲げる会社(銀行業に従属し、付随し、又は関連する業務を専ら営む会社として大蔵省令で定めるものを除く。)(次項において「長期信用銀行等」という。)を子会社としようとするときは、次条において準用する銀行法第五十二条の十九第一項又は第二項の規定により合併又は営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の規定は、長期信用銀行等が、長期信用銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の大蔵省令で定める事由により当該長期信用銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行持株会社は、その子会社となつた長期信用銀行等を引き続き子会社とすることについて大蔵大臣の認可を受けた場合を除き、当該長期信用銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 第三項の規定は、長期信用銀行持株会社が、その子会社として第一項第四号又は第五号に掲げる会社をこれらの号のうち他の号に掲げる会社である子会社としようとするときについて準用する。

第十七条中「(外国銀行支店)の下に」、第五十二條の二第一項から第三項まで(銀行持株会社の定義等)、第五十二條の三、第五十二條の四(銀行持株会社に係る認可等)、第五十二條の七(銀行持株会社の子会社の範囲等)を加え、「長期信用銀行について準用する」を「銀行に係るものにあつては長期信用銀行について、銀行持株会社に係るものにあつては長期信用銀行持株会社について、銀行を子会社とする持株会社と

する持株会社について、それぞれ準用する」に改める。

第二十條中「長期信用銀行がこの法律を」長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社(第十六條の二第一項の認可を受けた者を含む。)(がこの法律に、」第十六條の四第二項を「第十六條の三第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するものは、第十六條の二第一項又は第五項ただし書の認可については、当該認可に係る長期信用銀行持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、当該認可は、効力を失う。

第二十三條の次に次の見出し及び一條を加える。

(罰則)

第二十三條の二 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十六條の二第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けずに、同項各号に掲げる取引若しくは行為により長期信用銀行を子会社とする持株会社になつたとき又は長期信用銀行を子会社とする持株会社を設立したとき。

二 第十六條の二第五項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて長期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

三 第十七條において準用する銀行法(以下「銀行法」という。第五十二條の十八第二項の規定に違反して同項に規定する大蔵大臣が指定する期間を超えて長期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

第二十四條の前の見出しを削り、同条中「第十七條において準用する銀行法(以下「銀行法」という。)(第二十六條第一項若しくは第二十七條を「銀行法第二十六條第一項、第二十七條若しくは第五十二條の十八第一項若しくは第三項」に改める。

第二十五條中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「第二十五條第二項」の下に「若しくは第五十二條の十六第一項若しくは第二項」を加え、同条を同条第五号とし、同条第三号中「第二十四條第二項」の下に「若しくは第五十二條の十五第一項若しくは第二項」

を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第十九条」の下に「若しくは第五十二條の十一」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十九条第一項の規定により付した条件（第十六条の二第一項又は第五項ただし書の規定による認可に係るものに限る。）に違反した者

第二十五条に次の一号を加える。

八 銀行法第五十二條の十八第一項の規定による命令（取締役若しくは監査役の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除く。）に違反した者

第二十六條第二号中「第四号まで」を「第五号まで又は第八号」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第二十三條の二又は前条第六号若しくは

第七号 各本条の罰金刑

第二十七條中「又は清算人」を「若しくは清算人、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行持株会社が長期信用銀行持株会社でなくなつた場合における当該長期信用銀行持株会社であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社（特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人」に改め、同条第一号中「第六條の二」の下に「又は銀行法第五十二條の六第一項を加え、同条第二号中「第五十三條」を「第五十三條第一項若しくは第三項」に改め、同条第三号中「第十六條の四第一項」を「第

十六條の三第一項」に改め、同条第九号を同条第十二号とし、同条第八号中「第二十六條第一項」の下に「若しくは第五十二條の十七第一項」を加え、「同項」を「銀行法第二十六條第一項」に改め、「第二十九條」の下に「若しくは第五十二條の十七第一項若しくは第三項」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第七号中「第二十條」の下に「若しくは第五十二條の十一」を加え、同号を同条第十号とし、同条第六号を同条第九号とし、同条第五号中「第七條」を「第七條第一項又は第五十二條の五第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号中「第十三條の二第一項」の下に「若しくは第十六條の四第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「第十六條の四第一項」を「第十六條の三第一項」に、「若しくは第三十七條第一項」を「第三十七條第二項若しくは第五十二條の十九第一項若しくは第二項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号の次に次の三号を加える。

四 第十六條の二第四項若しくは第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第十六條の四第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（銀行法第五十二條の八第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。

六 第十六條の四第三項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで同項に規定する長期信用銀行等を子会社としたとき又は同条第五項において準用する同条第三項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで同条第一項第四号若しくは第五号に掲げる会社をこ

これらの号のうち他の号に掲げる会社である子会社としたとき。

第二十七條に次の二号を加える。

十三 銀行法第五十二條の八第一項又は第二項ただし書の規定に違反したとき。

十四 銀行法第五十二條の八第三項又は第五項の規定により付した条件に違反したとき。

（外国為替銀行法の一部改正）

第三條 外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十條中「をいう」の下に「第十條の五第一項において同じ。」を加える。

第十條の二第二項中「次条」を「第十一条」に改め、同条の次に次の三條を加える。

（外国為替銀行持株会社に係る認可等）

第十條の三 次に掲げる取引若しくは行為により外国為替銀行を子会社とする持株会社私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九條第三項（持株会社）に規定する持株会社をいう。以下同じ。）にならうとする会社又は外国為替銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一 当該会社又はその子会社による外国為替銀行の株式の取得（担保権の実行その他の大蔵省令で定める事由によるものを除く。）

二 当該会社の子会社による第四條第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

前項に規定する「子会社」とは、会社がその

発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額（以下この項において「発行済株式の総数等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（以下この条及び第十條の五において「株式等」という。）を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

3 前項の場合において、会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該会社に指図を行うことができるものに限り、その他大蔵省令で定める株式等を含むもの）とし、信託財産である株式等で、当該会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（大蔵省令で定める株式等を除く。）を含むものとする。

4 第一項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により外国為替銀行を子会社（同項に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする持株会社になつた会社（以下「特定持株会社」という。）は、当該事由の生じた日の属する営業年度経過後三月以内に、当該会社が外国為替銀行を子会社とする持株会社になつた旨その他の大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 前項に規定する「子会社」とは、会社がその

5 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する営業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項において「猶予期限日」という。)までに外国為替銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。ただし、当該特定持株会社が、猶予期限日後も引き続き外国為替銀行を子会社とする持株会社であることについて大蔵大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

6 特定持株会社は、前項の規定による措置により外国為替銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。当該措置によることなく外国為替銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときも、同様とする。

第十條の四 大蔵大臣は、前条第一項又は第五項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社(以下この条において「申請者等」という。)及びその子会社(子会社となる会社を含む。次号において同じ。)の収支の見込みが良好であること。
- 二 申請者等及びその子会社が保有する資産等に照らしこれらの者の自己資本の充実の状況が適当であること。
- 三 申請者等が、その人的構成等に照らして、その子会社であり、又はその子会社となる外国為替銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を

有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

(外国為替銀行持株会社の子会社の範囲等)

第十條の五 外国為替銀行持株会社(外国為替銀行を子会社とする持株会社であつて、第十條の三第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第五項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。)は、外国為替銀行及び次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

- 一 銀行(銀行法第二條第一項(定義等)に規定する銀行をいう。以下同じ。)
- 二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二條(定義)に規定する長期信用銀行
- 三 証券取引法第二條第九項(定義)に規定する証券会社
- 四 銀行業を営む外国の会社
- 五 証券業(証券取引法第二條第八項各号(定義)に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。次号において同じ。)を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

六 銀行業(外国為替銀行の債券の発行に係る業務を含む。第三項において同じ。)又は証券業に従属し、付随し、又は関連する業務として大蔵省令で定めるものを専ら営む会社

七 新たな事業分野を開拓する会社として大蔵省令で定める会社(当該会社の株式等を、外国為替銀行持株会社又はその子会社

のうち前号に掲げる会社で大蔵省令で定めるもの以外の子会社が、合算して、次条において準用する銀行法第五十二條の八第一項に規定する基準株式数等を超えて所有していないものに限る。)

八 外国為替銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、外国為替銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の大蔵省令で定める事由により当該外国為替銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該外国為替銀行持株会社は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

3 外国為替銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、外国為替銀行又は第一項第一号から第六号まで若しくは第八号に掲げる会社(銀行業に従属し、付随し、又は関連する業務を専ら営む会社として大蔵省令で定めるものを除く。)(次項において「外国為替銀行等」という。)を子会社としようとするときは、次条において準用する銀行法第五十二條の十九第一項又は第二項の規定による合併又は営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

4 前項の規定は、外国為替銀行等が、外国為替銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の大蔵省令で定

める事由により当該外国為替銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該外国為替銀行持株会社は、その子会社となつた外国為替銀行等を引き続き子会社とすることについて大蔵大臣の認可を受けた場合を除き、当該外国為替銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

5 第三項の規定は、外国為替銀行持株会社が、その子会社としている第一項第四号又は第五号に掲げる会社をこれらの号のうち他の号に掲げる会社である子会社としようとするときについて準用する。

第十一條中「(外国銀行支店)」の下に、「第五十二條の二第一項から第三項まで(銀行持株会社の定義等)、第五十二條の三、第五十二條の四(銀行持株会社に係る認可等)、第五十二條の七(銀行持株会社の子会社の範囲等)」を加え、「外国為替銀行について準用する」を「銀行に係るものにあつては外国為替銀行について、銀行持株会社に係るものにあつては外国為替銀行持株会社について、銀行を子会社とする持株会社に係るものにあつては外国為替銀行を子会社とする持株会社について、それぞれ準用する」に改める。

第十四條中「外国為替銀行がこの法律を「外国為替銀行又は外国為替銀行持株会社(第十條の三第一項の認可を受けた者を含む。がこの法律に、「第十六條の四第二項」を「第十六條の三第二項」に改め、同条に次の一項を加える。
2 前項に規定するもののほか、第十條の三第

てはならない。

第百条の次に次の一条を加える。

(特定関係者との間の取引等)

第百条の二 保険会社は、その特定関係者(当

該保険会社が第百六条第一項の認可を受けて

株式を所有する保険会社、当該保険会社を子

会社(第百七十一条の二第二項に規定する

子会社(同条第三項の規定により子会社とみ

なされる会社を含む。)をいう。以下この条に

おいて同じ。)とする保険持株会社(第百七

十一条の二第一項に規定する保険持株会社を

いう。)、当該保険持株会社の子会社(当該保

険会社を除く。その他の当該保険会社と政令

で定める特殊の関係のある者をいう。以下こ

の条において同じ。又はその特定関係者の顧

客との間で、次に掲げる取引又は行為をして

はならない。ただし、当該取引又は行為をす

ることにつき公益上必要がある場合におい

て、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限

りでない。

一 当該特定関係者との間で行う取引で、当

該保険会社の取引の通常の条件と著しく異

なる条件で行う資産の売買その他の取引

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係

者の顧客との間で行う取引又は行為のうち

前号に掲げるものに準ずる取引又は行為

で、当該保険会社の業務の健全かつ適切な

運営に支障を及ぼすおそれのあるものとし

て大蔵省令で定める取引又は行為

第百七条を次のように改める。

第百七条 削除

第百九十四条第一号中、「当該外国保険会社

等」を「行う取引で、当該外国保険会社等」に、

「条件に照らして」を「条件」とに、「資産の売

買その他の取引を行うこと。」「を「行う資産の売

買その他の取引」に改める。

等」を「行う取引で、当該外国保険会社等」に、
「条件に照らして」を「条件」とに、「資産の売
買その他の取引を行うこと。」「を「行う資産の売
買その他の取引」に改める。

第十章の次に次の一章を加える。

第十章の二 保険持株会社

第一節 通則

(保険持株会社の定義等)

第百七十一条の二 この章、次章、次編第四

章及び第五編において「保険持株会社」とは、

保険会社を子会社とする持株会社(私的独占

の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九

条第三項(持株会社)に規定する持株会社をい

う。以下同じ。)であつて、次条第一項の認可

を受けて設立され、又は同項若しくは同条第

三項ただし書の認可を受けているものをい

う。

2 この章、次章、次編第四章及び第五編にお

いて「子会社」とは、会社がその発行済株式

(議決権のあるものに限る。)の総数又は出資

の総額(以下この章において「発行済株式の総

数等」という。)の百分の五十を超える数又は

額の株式(議決権のあるものに限る。)又は持

分(以下この章において「株式等」という。)を

所有する他の会社をいう。この場合において、

て、会社が所有する株式等には、金銭又は有

価証券の信託に係る信託財産として所有する

株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使

し、又は議決権の行使について当該会社に指

図を行うことができるものに限る。)その他大

蔵省令で定める株式等を含まないものとし、

信託財産である株式等で、当該会社が委託者

若しくは受益者として議決権を行使し、又は
議決権の行使について指図を行うことができ
るもの(大蔵省令で定める株式等を除く。)を
含むものとする。

3 会社及びその若しくは二以上の子会社又

は当該会社の若しくは二以上の子会社がそ

の発行済株式の総数等の百分の五十を超える

数又は額の株式等を所有する他の会社は、当

該会社の子会社とみなして、この章、次章、

次編第四章及び第五編の規定を適用する。こ

の場合においては、前項後段の規定を準用す

る。

4 保険持株会社(外国の法令に準拠して設立

されたものを除く。)は、株式会社でなければ

ならない。

(保険持株会社に係る認可等)

第百七十一条の三 次に掲げる取引若しくは

行為により保険会社を子会社とする持株会社

になるうとする会社又は保険会社を子会社と

する持株会社の設立をしようとする者は、あ

らかじめ、大蔵大臣の認可を受けなければな

らない。

一 当該会社又はその子会社による保険会社

の株式の取得(担保権の実行その他の大蔵

省令で定める事由によるものを除く。)

二 当該会社の子会社による第三条第一項の

免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由

により保険会社を子会社とする持株会社に

なった会社(以下「特定持株会社」という。)

は、当該事由の生じた日の属する営業年度終

了後三月以内に、当該会社が保険会社を子会
社とする持株会社になった旨その他の大蔵省
令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければ
ならない。

3 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の

属する営業年度の終了の日から一年を経過す

る日(以下この項において「猶予期限日」とい

う。)までに保険会社を子会社とする持株会社

でなくなるよう、所要の措置を講じなければ

ならない。ただし、当該特定持株会社が、猶

予期限日後も引き続き保険会社を子会社とす

る持株会社であることについて大蔵大臣の認

可を受けた場合は、この限りでない。

4 特定持株会社は、前項の規定による措置に

より保険会社を子会社とする持株会社でなく

なったときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣

に届け出なければならない。当該措置による

ことなく保険会社を子会社とする持株会社で

なくなったときも、同様とする。

第百七十一条の四 大蔵大臣は、前条第一項

又は第三項ただし書の認可の申請があったと

きは、次に掲げる基準に適合するかどうかを

審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした会社又は当該認可

を受けて設立される会社(以下この条にお

いて「申請者等」という。)及びその子会社

(子会社となる会社を含む。第三号におい

て同じ。)の収支の見込みが良好であるこ

と。

二 申請者等が、その人的構成等に照らし

て、その子会社であり、又はその子会社と

なる保険会社の経営管理を的確かつ公正に

遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 申請者等の子会社の業務の内容が第二百七十一条の六第三項各号のいずれにも該当しないものであること。

第二節 業務及び子会社

(保険持株会社の業務範囲等)

第二百七十一条の五 保険持株会社は、その子会社である保険会社及び次条第一項第三号から第八号までに掲げる会社並びにこれらの会社以外の会社で同項又は同条第四項ただし書の規定による大蔵大臣の承認を受けて子会社とした会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

2 保険持株会社は、その業務を営むに当たっては、その子会社である保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百七十一条の六 保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

- 一 生命保険会社
- 二 損害保険会社
- 三 証券取引法第二十九条第九項(定義)に規定する証券会社
- 四 保険業を行う外国の会社
- 五 証券業(証券取引法第二十八条各号(定義)に掲げる行為のいずれかを行う営業を

いう。次号において同じ。)を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

六 保険業又は証券業に従属し、付随し、又は関連する業務として大蔵省令で定めるものを専ら営む会社

七 新たな事業分野を開拓する会社として大蔵省令で定める会社(当該会社の発行済株式の総数等に大蔵省令で定める割合を乗じて得た数又は額を超える株式等を、前号に掲げる会社で大蔵省令で定めるものが所有しているものに限る。)

八 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

2 前項の承認を受けようとする保険持株会社は、当該承認の申請に係る会社の業務の内容、資本の額、人的構成その他の大蔵省令で定める事項を記載した申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の承認の申請があったときは、当該申請に係る会社が行い、又は行おうとする業務の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その承認をしなければならない。

- 一 当該業務の内容が、次のイ又はロに該当することから、当該申請をした保険持株会社の子会社である保険会社の社会的信用を失墜させるおそれがあること。
- イ 当該業務の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあること。
- ロ 当該業務の内容が、国民生活の安定又

は国民経済の健全な発展を妨げるおそれがあること。

二 当該業務の内容が、当該申請に係る会社の資本の額、人的構成等に照らして、当該申請に係る会社の経営の健全性を損なう危険性が大きく、かつ、その経営の健全性が損なわれた場合には、当該申請をした保険持株会社の子会社である保険会社の経営の健全性が損なわれることとなるおそれがあること。

4 第一項の規定は、同項各号に掲げる会社以外の会社が、保険持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の大蔵省令で定める事由により当該保険持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該保険持株会社は、その子会社となつた当該会社を引き続き子会社とすることについて大蔵大臣の承認を受けた場合を除き、当該会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第三節 経理

(保険持株会社の営業年度)

第二百七十一条の七 保険持株会社の営業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(保険持株会社に係る業務報告書)

第二百七十一条の八 保険持株会社は、営業年度ごとに、当該保険持株会社及びその子会社の業務及び財産の状況をこれらの会社の全部につき連結して記載した業務報告書を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 業務報告書の記載事項、提出期日その他業務報告書に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の総覧)

第二百七十一条の九 保険持株会社は、営業年度ごとに、当該保険持株会社及びその子会社の業務及び財産の状況に関する事項をこれらの会社の全部につき連結して記載した説明書類を作成して、当該保険持株会社の子会社である保険会社の本店及び支店に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。ただし、当該保険持株会社又はその子会社の取引者の秘密を害するおそれのある事項、当該保険持株会社又はその子会社の業務の遂行上不当な利益を与えるおそれのある事項及びその記載のため過大な費用の負担を要する事項については、この限りでない。

(保険持株会社の営業報告書等の記載事項)

第二百七十一条の十 保険持株会社が商法第二百八十一条第一項(計算書類の作成の規定)により作成する保険持株会社の営業報告書及び附属明細書の記載事項は、大蔵省令で定める。

第四節 監督

(保険持株会社等による報告又は資料の提出)

第二百七十一条の十一 大蔵大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、第二百八条第一項の規定により保険会社に対し報告又は資料の提出を求める場合において、特に必要が

あると認めるときは、当該保険会社を子会社とする保険持株会社又は当該保険持株会社の子会社(当該保険会社と取引するものに限る。次項において同じ)に対し、その理由を示した上で、当該保険会社の業務又は財産の状況に参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 保険持株会社の子会社は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(保険持株会社等に対する立入検査)

第二百七十一条の十一 大蔵大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、第二百二十九条第一項の規定による保険会社に対する立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該保険会社を子会社とする保険持株会社の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該保険会社若しくは当該保険持株会社の業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は当該保険持株会社の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 大蔵大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、第二百二十九条第一項の規定による保険会社に対する立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社(当該保険会社と取引するものに限る。第四項において同じ)の営業所その他の施設

に立ち入らせ、当該保険会社に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その立入り、質問又は検査の相手方にその理由を示さなければならない。

4 前条第二項の規定は、第二項の規定による保険持株会社の子会社に対する質問及び検査について準用する。

(保険持株会社に対する改善計画の提出の求め等)

第二百七十一条の十三 大蔵大臣は、保険持株会社の業務又は保険持株会社及びその子会社の財産の状況等に照らして、当該保険持株会社の子会社である保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該保険持株会社に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該保険会社の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずることができる。

2 大蔵大臣は、保険持株会社に対し前項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む)をした場合において、当該命令に係る措置の実施の状況に照らして特に必要があると認めるときは、当該保険持株会社の子会社である保険会社に対し、その業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を命ずることができる。

(保険持株会社に係る認可の取消し等)

第二百七十一条の十四 大蔵大臣は、保険持株会社が法令、定款若しくは法令に基づく大蔵大臣の処分違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該保険持株会社に対しその取締役若しくは監査役の解任その他監督上必要な措置を命じ、若しくは当該保険持株会社の第二百七十一条の三第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消し、又は当該保険持株会社の子会社である保険会社に対しその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された保険持株会社に対して与えられているものとみなす。

2 保険持株会社は、前項の規定により第二百七十一条の三第一項又は第三項ただし書の認可を取り消されたときは、大蔵大臣が指定する期間内に保険会社を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 大蔵大臣は、保険会社を子会社とする持株会社が次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、当該持株会社の子会社である保険会社に対し、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第二百七十一条の三第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社になったもの

二 第二百七十一条の三第一項の認可を受けずに保険会社を子会社とする持株会社として設立されたもの

三 第二百七十一条の三第三項ただし書の認可を受けることなく同項の猶予期限日後も保険会社を子会社とする持株会社であるもの

四 第一項の規定により第二百七十一条の三第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された持株会社であつて、前項の規定による措置を講ずることなく同項の大蔵大臣が指定する期間後も保険会社を子会社とする持株会社であるもの

第五節 雜則

(保険持株会社に係る合併又は営業の譲渡若しくは譲受けの認可)

第二百七十一条の十五 保険持株会社を全部又は一部の当事者とする合併(当該合併前に保険持株会社であつた一の会社が当該合併後も保険持株会社として存続するものに限る)は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 保険持株会社を当事者とする営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け(当該営業の譲渡又は譲受けをした保険持株会社が、その譲渡又は譲受け後も引き続き保険持株会社であるものに限る)は、政令で定めるものを除き、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第二百七十一条の四の規定は、前二項の認可の申請があつた場合について準用する。

(保険会社を子会社とする外国の持株会社に対する法律の適用関係)

第二百七十一条の十六 保険会社を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの(以下この条において「保険会社を子会社とする外国の持株会社」という。)に對しこの法律の規定を適用する場合における特例及び技術的統替えその他保険会社を子会社とする外国の持株会社に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(届出事項)

第二百七十一条の十七 保険持株会社(保険持株会社であつた会社を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 第二百七十一条の三第一項の認可に係る保険持株会社になつたとき、又は当該認可に係る保険持株会社として設立されたとき。

二 保険会社を子会社とする持株会社でなくなつたとき(第五号の場合を除く。)

三 第二百七十一条の六第一項各号に掲げる会社を子会社としようとするとき(第二百七十一条の十五第一項又は第二項の規定による認可を受けて合併又は営業の譲受けをしようとする場合を除く。)

四 その子会社が子会社でなくなつたとき(第二百七十一条の十五第二項の規定による認可を受けて営業の譲渡をした場合及び第二号の場合を除く。)

五 解散したとき(設立又は合併(当該合併により保険会社を子会社とする持株会社を設立するものに限る。))を無効とする判決が確定したときを含む。)

六 資本の額を変更しようとするとき。

七 その他大蔵省令で定める場合に該当するとき。

(認可の失効)

第二百七十一条の十八 第二百七十一条の三第一項の認可について次の各号のいずれかに該当するときは、同条第三項ただし書の認可について第二号に該当するときは、当該認可は、その効力を失う。

一 当該認可があつた日から六月以内に当該認可があつた事項が実行されなかつたとき(やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣の承認があつたときを除く。)

二 当該認可に係る保険持株会社が保険会社に子会社とする持株会社でなくなつたとき。

第二百七十三条に次の四号を加える。

五 第二百七十一条の十四第一項の規定により第二百七十一条の三第一項又は第三項ただし書の認可を取り消したとき。

六 第二百七十一条の十四第一項の規定により保険持株会社の子会社である保険会社の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

七 第二百七十一条の十四第三項の規定により保険会社の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

八 第二百七十一条の十八の規定により第二百七十一条の三第一項又は第三項ただし書の認可が効力を失つたとき。

第二百七十一条を次のように改める。

第三百一条 保険会社は、その特定関係者(第二百七十一条の規定する特定関係者(保険業を行う者に限る。))をいい、外国保険会社等の場合にあつては、第二百七十四条に規定する特殊関係者(保険業を行う者に限る。))をいう。以下この条において同じ。)が行う保険契約の締結又はその特定関係者に係る保険募集に關して、次に掲げる行為又は取引をしてはならない。

一 当該特定関係者を保険者とする保険契約の保険契約者又は被保険者に対して、特別の利益の提供を約し、又は提供する行為

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者を保険者とする保険契約の保険契約者若しくは被保険者との間で行う行為又は取引のうち前号に掲げるものに準ずる行為又は取引で、保険募集の公正を害するおそれのあるものとして大蔵省令で定める行為又は取引

第三編第四章中第三百一条の次に次の一条を加える。

第三百一条の二 保険持株会社及びその子会社(保険会社を除く。)は、当該保険持株会社の子会社である保険会社が行う保険契約の締結又は当該保険会社に係る保険募集に關して、次に掲げる行為又は取引をしてはならない。

一 当該保険会社を被保険者とする保険契約の保険契約者又は被保険者に対して、特別の

利益の提供を約し、又は提供する行為

二 当該保険会社を被保険者とする保険契約の保険契約者若しくは被保険者との間で行う行為又は取引のうち前号に掲げるものに準ずる行為又は取引で、保険募集の公正を害するおそれのあるものとして大蔵省令で定める行為又は取引

第二百七十一条第一項中「又は第二百七十五条を」第二百七十一条の十二又は第二百七十五条に改める。

第二百七十五条の次に次の一条を加える。

第二百七十五条の二 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二百七十一条の三第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により保険会社を子会社とする持株会社になつたとき、又は保険会社を子会社とする持株会社を設立したとき。

二 第二百七十一条の三第三項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて保険会社を子会社とする持株会社であつたとき。

三 第二百七十一条の十四第二項の規定に違反して同項に規定する大蔵大臣が指定する期間を超えて保険会社を子会社とする持株会社であつたとき。

第二百七十六条第二号中「又は第二百四十一条を」第二百四十一条又は第二百七十一条の十四第一項若しくは第三項に改める。

第二百七十一條の十四第一項の規定による命令(取締役若しくは監査役の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除く。)に違反した者

第三百二十一条第二項第二号中「第三号まで」の下に、「第七号又は第八号」を加え、同項第三号中「第三百十五条」の下に、「第三百十五条の二」を加える。

第三百三十三條第一項中「又は外國保險会社等と第百九十九條第三項の契約を締結した者若しくは免許特定法人と第二百二十三條第三項の契約を締結した者」を、「外國保險会社等と第百九十九條第三項の契約を締結した者若しくは免許特定法人と第二百二十三條第三項の契約を締結した者、保險持株会社（保險持株会社が保險持株会社でなくなつた場合における当該保險持株会社であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社（特定持株会社が保險会社を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつ

十一條の五第一項を加え、同項第三十四号中「又は第二百三十九條を」、第二百三十九條又は第二百七十一條の十七に改め、同項第三十五号中「若しくは第二百二十八條第一項を」

一条の十三第一項の規定による改善計画の変更の命令に違反したとき、又は第二百七十一条の十三第一項の規定による命令（改善計画の提出の求め及びその変更の命令を除く。）若しくは同

五十三 第二百七十一条の第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五十四 第二百七十一条の六第一項の規定による大蔵大臣の承認を受けないで、同項各号に掲げる会社以外の会社を子会社としたところ。

第五條 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第七号中「第五十五条第一項」を「第五十五条第一項及び第二項」に改める。

第四十三條の二第一項中「第五十五條第一項」を「第五十五條第一項及び第二項」に改める。

大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必

する会社のうち大蔵省令で定める会社（以下この項において「子特定会社」という。）若しくは当該証券会社を子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法

考となるべき報告若しくは資料(当該子特定会社にあつては、当該証券会社の財産に關し參考となるべき報告又は資料に限る。)の提出

を命じ、又は当該職員をして当該証券会社
当該子特定会社若しくは当該証券会社を子会
社とする持株会社の営業若しくは財産の状況
若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該

子特定会社にあつては当該証券会社の財産に
関し必要な検査に、当該証券会社を子会社と
する持株会社にあつては当該証券会社の営業
又は財産に関し必要な検査に限る。)をさせる
ことができる。

第五十五条第二項中「前項」を「第一項」に改
め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第五十六条中「前条」を「前条第一項及び第三項」に改める。

改め、当該職員をして「の下に当該金融機関の」を加え、「を検査を」の検査をさせ、若しくは当該金融機関を子会社とする持株会社の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の

物件の検査(当該金融機関の当該認可に係る業務又は財産に関し必要な検査に限る。)をに改め、同条第八項中「認可を受けた金融機関若しくは当該金融機関と取引をする者」と、「第一項の認可」とあるのは、当該金融機関の第一項の認可と、当該認可とあるのは、当該金融機関の当該認可を、認可を受けた金融機関、当該金融機関と取引をする者」に改める。

第百九十条第一項中「第五十五条」を「第五十五条第一項若しくは第三項」に改める。
第百九十五条の二中「(昭和二十二年法律第五十四号)」を削る。
第百九十八条の四第三号及び第四号中「第五十五条」を「第五十五条第一項若しくは第三項」に改める。

の整備に関する法律（平成九年法律第百二号）の二部を次のように改正する。

第四條中大藏省設置法第四條第九十二号及び第九十三号の改正規定を次のように改める。

第四條第九十二号を次のように改める。

九十二 削除

第四條中第九十二号の二を削り、第九十三号を次のように改める。

九十三 保險契約者保護基金(保險業法(平成七年法律第百五号)に規定する保險契約者保護基金をいう。)の指定及び監督に關すること。

第四條中大藏省設置法第四條第九十二号及び第九十三号の改正規定の次に次のように加える。

第四條第九十三号の二を削る。

第四條中大藏省設置法第五條第三十一号の改正規定の次に次のように加える。

第五條第三十一号の二を削る。

第十四條のうち証券取引法第百九十四條の三の次に三條を加える改正規定中「第五十五條を」

「第五十五條第一項又は第三項」に改める。

第二十三條中長期信用銀行法第二十二條の改正規定を次のように改める。

第二十二條中「大藏大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律の規定による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同條を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第四條第一項の規定による免許

二 第十六條の二第一項又は第五項ただし

書の規定による認可

三 第十七條において準用する銀行法(以下この項において「銀行法」という。)第二十七條又は第二十八條(免許の取消し等)の規定による第四條第一項の免許の取消し

四 銀行法第五十二條の十八第一項(銀行持株会社に係る認可の取消し等)の規定による第十六條の二第一項又は第五項ただし書の認可の取消し

五 銀行法第五十六條(同條第二号及び第五号に係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定による告示

六 銀行法第五十七條の三(同條第一号、第二号(第十六條の二第一項又は第五項ただし書の規定による認可に係る部分に限る。)、第四号及び第五号に係る部分に限る。)(大藏大臣への通知)の規定による通知

第二十八條中外国為替銀行法第十六條の改正規定を次のように改める。

第十六條中「大藏大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律の規定による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同條を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第四條第一項の規定による免許

二 第十條の三第一項又は第五項ただし書の規定による認可

三 第十一條において準用する銀行法(以下この項において「銀行法」という。)第二十七條又は第二十八條(免許の取消し等)の規定による第四條第一項の免許の取消し

四 銀行法第五十二條の十八第一項(銀行持株会社に係る認可の取消し等)の規定による第十條の三第一項又は第五項ただし書の認可の取消し

五 銀行法第五十六條(同條第二号及び第五号に係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定による告示

六 銀行法第五十七條の三(同條第一号、第二号(第十條の三第一項又は第五項ただし書の規定による認可に係る部分に限る。)、第四号及び第五号に係る部分に限る。)(大藏大臣への通知)の規定による通知

第三十七條中預金保險法目次の改正規定の次に次のように加える。

第二條第五項第二号、第四号及び第六号中「第六十一條第七項」を「第六十一條第八項」に改める。

第三十七條のうち預金保險法第六十一條の改正規定中「第六項」を「第七項」に、「同條に」を「同項を同條第八項とし、同條第六項の次に」に改める。

第四十條のうち、銀行法本則第十四條の二及び第五十九條を除く。の改正規定中「第十四條の二」の下に、「第五十二條の九」を加え、同法第十四條の二の改正規定中「第十四條の二」の下に「及び第五十二條の九」を加え、同法第五十

七條の次に三條を加える改正規定を次のように改める。

第五十七條の次に次の三條を加える。

(大藏大臣への協議)

第五十七條の二 内閣総理大臣は、銀行に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に關し、大藏大臣に協議しなければならない。

一 第二十六條第一項、第二十七條又は第五十二條の十八第一項若しくは第三項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二 第二十七條又は第二十八條の規定による第四條第一項の免許の取消し

(大藏大臣への通知)

第五十七條の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大藏大臣に通知するものとする。第五十三條第一項の規定による届出(同項第六号に係るもの)のうち総理府令・大藏省令で定めるものに限る。があつたときも、同様とする。

一 第四條第一項の規定による免許

二 第十六條の二第一項(預金保險法(昭和四十六年法律第三十四号)第二條第四項に規定する破綻金融機関に該當する銀行の株式の取得又は所有に係る場合に限る。)、第三十條第一項から第三項まで、第三十七條第一項、第五十二條の三第一項若しくは第三項ただし書又は第五十二

条の十九第一項若しくは第二項の規定による認可

三 第二十六条第一項、第二十七条、第五十二条の十七第一項若しくは第三項又は第五十二条の十八第一項若しくは第三項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)

四 第二十七条又は第二十八条の規定による第四条第一項の免許の取消し

五 第五十二条の十八第一項の規定による第五十二条の三第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

(大蔵大臣への資料提出等)

第五十七条の四 大蔵大臣は、銀行に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、銀行に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、その必要の限度において、銀行、銀行持株会社その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第四十条中銀行法第五十九条の改正規定を次のように改める。

第五十九条中「大蔵大臣を、金融監督庁長官に」、「この法律による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限

(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第四条第一項の規定による免許

二 第二十七条又は第二十八条の規定による第四条第一項の免許の取消し

三 第五十二条の三第一項又は第三項ただし書の規定による認可

四 第五十二条の十八第一項の規定による第五十二条の三第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

五 第五十六条(同条第二号及び第五号に係る部分に限る。)の規定による告示

六 第五十七条の三(同条第一号、第二号(第五十一条の三第二項又は第三項ただし書の規定による認可に係る部分に限る。)、第四号及び第五号に係る部分に限る。の規定による通知

第五十四条中保険業法第三百十一条の次に三條を加える改正規定を次のように改める。

第三百十一条の次に次の三條を加える。

(大蔵大臣への協議)

第三百十一条の二 内閣総理大臣は、保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人に対し次に掲げる処分をすることが保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第三百三十二条、第三百三十三条、第二百四十四条、第二百五十五条、第二百三十条、第二百三十一条、第二百四十一条又は第二百

七十一条の十四第一項若しくは第三項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二 第三百三十三条、第三百三十四条、第二百五条、第二百六条、第二百三十一条又は第二百三十二条の規定による第三条第一項、第二百八十五条第一項又は第二百九十九条第一項の免許の取消し

三 第二百四十一条の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分

2 内閣総理大臣は、その行おうとする第二百六十七条第一項の認定又は第二百六十八条第一項の付記に係る保険契約の移転等(第二百六十条第五項第一号に規定する保険契約の移転等をいう。)のために保険契約者保護基金による第二百六十条第一項第一号の資金援助が行われたならば、利用可能な資金の状況が著しく悪化し保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

(大蔵大臣への通知)

第三百十一条の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

一 第三条第一項、第二百八十五条第一項又は第二百九十九条第一項の規定による免許

二 第二百六条第一項(第二百六十条第五項第二号に規定する破綻保険会社に該当す

る保険会社その他の総理府令・大蔵省令で定める保険会社の株式の取得又は所有に係る場合に限る。)、第二百三十九条第一項、第二百四十二条、第二百五十三条第一項、第二百六十七条第一項、第二百八条、第二百三十三条、第二百七十一条の三第一項若しくは第三項ただし書又は第二百七十一条の十五第一項若しくは第二項の規定による認可

三 第二百三十条第一項、第二百三十一条第一項、第二百二十八条第一項若しくは第二百七十一条の十三第三項の規定による改善計画の提出の求め又は第二百三十条第二項、第二百三十二条第二項、第二百二十八条第二項若しくは第二百七十一条の十三第三項の規定による改善計画の変更の命令

四 第二百三十二条、第二百三十三条、第二百四十四条、第二百五条、第二百三十条、第二百三十一条、第二百四十一条、第二百四十七條第五項、第二百五十八條第一項、第二百七十一条の十三第一項(改善計画の提出の求め及びその変更の命令に係る部分を除く。若しくは第二項又は第二百七十一条の十四第一項若しくは第三項の規定による命令

五 第三百三十三条、第三百三十四条、第二百五条、第二百六条、第二百三十一条又は第二百三十二条の規定による第三条第一項、第二百八十五条第一項又は第二百九十九条第一項の免許の取消し

六 第二百七十一条の十四第一項の規定による第二百七十一条の三第一項又は第三

項ただし書の認可の取消し

七 第二百四十一条の規定による保険管理
人による業務及び財産の管理を命ずる処
分

八 第二百四十七条第二項又は第四項の規
定による承認

2 内閣総理大臣は、次に掲げる規定による
届出(第一号に掲げる規定による届出に
あつては、総理府令・大蔵省令で定める場
合に係るものに限る。)があつたときは、速
やかに、その旨を大蔵大臣に通知するもの
とする。

一 第二百二十七条(同条第五号に係る部分
に限る。)

二 第二百九条(同条第五号から第八号ま
でに係る部分に限る。)

三 第二百三十四条(同条第四号から第七
号までに係る部分に限る。)

(大蔵大臣への資料提出等)

第三百十一条の四 大蔵大臣は、保険業に係
る制度の調査、企画又は立案をするため必
要があると認めるときは、内閣総理大臣に
対し、必要な資料の提出及び説明を求める
ことができる。

2 大蔵大臣は、保険業に係る制度の調査、
企画又は立案をするため特に必要があると
認めるときは、その必要の限度において、
保険会社、外国保険会社等、免許特定法人
の総代理店(第二百九条第一項に規定す
る総代理店をいう。)、保険持株会社その他
の関係者に対し、資料の提出、説明その他
の協力を求めることができる。

第五十四条中保険業法第三百十三条の改正規
定を次のように改める。

第三百十三条中「大蔵大臣を」金融監督庁
長官に、「この法律による」を「前項の規定に
より委任された」に、「行わせる」を「委任す
る」に改め、同条を同条第二項とし、同条に
第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限
(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長
官に委任する。

一 第三条第一項、第八十五条第一項又
は第二百九条第一項の規定による免許

二 第二百三十三條、第二百三十四條、第二
百三十五條、第二百三十六条、第二百三十七條又は
第二百三十八條の規定による第三條第一
項、第八十五条第一項又は第二百十九
條第一項の免許の取消し

三 第二百七十一條の三第一項又は第三項
ただし書の規定による認可

四 第二百七十一條の十四第二項の規定に
よる第二百七十一條の三第一項又は第三
項ただし書の認可の取消し

五 第八十九条前段若しくは第二百二十
二条前段又は第二百三十七條(同条第二
号に係る部分に限る。若しくは第二百七
十三條同条第二号及び第五号に係る部
分に限る。)の規定による告示

六 第三百十一条の三第一項(同項第一
号、第二号(第二百七十一條の三第一項
又は第三項ただし書の規定による認可に
係る部分に限る。)、第五号及び第六号に
係る部分に限る。))の規定による通知

(大蔵省設置法の一部改正)

第九条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百
十四号)の一部を次のように改正する。

第四号第九十二号の次に次の一号を加える。
九十二の二 銀行持株会社の監督に関するこ
と。

第四号第九十三号の次に次の一号を加える。
九十三の二 保険持株会社の監督に関するこ
と。

第五号第三十一号の次に次の一号を加える。
三十一の二 銀行持株会社及び保険持株会社
を監督すること。

(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過し
た場合において、第一条の規定による改正後の
銀行法(以下「新銀行法」という。)、第二条の規
定による改正後の長期信用銀行法(以下「新長期
信用銀行法」という。)、第三条の規定による改
正後の外国為替銀行法(以下「新外国為替銀行
法」という。))及び第四条の規定による改正後の
保険業法(以下「新保険業法」という。))の施行状
況、銀行業及び保険業を取り巻く社会経済情勢
の変化等を勘案し、新銀行法第五十二条の二第
一項に規定する銀行持株会社、新長期信用銀行
法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行
持株会社、新外国為替銀行法第十条の五第一項
に規定する外国為替銀行持株会社及び新保険業
法第二百七十一條の二第一項に規定する保険持
株会社に係る制度について検討を加え、必要が
あると認めるときは、その結果に基づいて所要
の措置を講ずるものとする。

審査報告書

銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合
併手続の特例等に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成九年十二月四日

大蔵委員長 石川 弘

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、銀行持株会社が金融業務の効率
的な運営に資するものであることにかんがみ、
銀行等による銀行持株会社の創設を円滑にする
ための措置として銀行等の合併手続の特例その
他の所要の措置を講ずることにより、金融制度
の安定化及びその利用者の利便の向上を図ろう
とするものであつて、おおむね妥当な措置と認
める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきで
ある。

一 金融持株会社の解禁により、銀行等が産業支
配を行うことのないよう、公正な競争促進の観
点からその実態について十分な監視を行うこと
もに、預金者保護等の観点から銀行持株会社
グループによる株式保有制限や他業制限等の規制

が遵守されるよう努めること。

一 銀行持株会社グループ等の連結ベースでのディスクロージャーを充実させるとともに、預金者等の利用者にわかりやすく経営情報の開示を進めること。

一 銀行が持株会社形態を活用して、多様な金融又は金融関連業務に進出することにかんがみ、銀行持株会社グループが行う金融商品の販売に当たっては、商品内容の説明義務を課し、銀行の影響力を行使した販売の防止等により預金者等の利用者が不利益を被ることのないよう配慮すること。

一 銀行持株会社以外の他の金融持株会社についても、持株会社の設立手続を円滑にするための方策について検討すること。

一 金融持株会社制度の活用を促進するため、金融持株会社の設立の際及び設立後における課税のあり方について検討を進めること。また、持株会社形態を利用した租税回避の防止等にも留意すること。

右決議する。

銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成九年十一月二十七日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案

銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 合併手続等の特例(第三条―第十三条)

第三章 罰則(第十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、銀行持株会社が金融業務の効率的な運営に資するものであることにかんがみ、銀行等による銀行持株会社の創設を円滑にするための措置として銀行等の合併手続の特例その他の所要の措置を講ずることにより、金融制度の安定及びその利用者の利便の向上を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行

二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行

三 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)第二条第一項に規定する外国為替銀行

2 この法律において「銀行持株会社」とは、次に掲げる者をいう。

一 銀行法第五十二条の二第二項に規定する銀行持株会社

二 長期信用銀行法第十八条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社

三 外国為替銀行法第十条の五第一項に規定する外国為替銀行持株会社

3 この法律において「合併」とは、第一項各号に掲げる金融機関がそれぞれ商法(明治三十二年法律第四十八号)の規定に基づき同種の金融機関との間で行う合併をいう。

第二章 合併手続等の特例

(銀行持株会社創設のための合併の条件の特例)

第三条 金融機関と銀行持株会社の子会社(会社がその発行済株式の総数に当たたる株式を所有する他の会社をいう。第十二条第五項を除き、以下同じ。)である他の金融機関とが当該他の金融機関が存続することとなる合併を行う場合において、当該銀行持株会社が当該合併により消滅する金融機関(以下「消滅金融機関」という。)の子会社であるときは、合併契約書に、当該消滅金融機関の株主が当該合併により受けるべき当該他の金融機関(以下「存続金融機関」という。)の株式を現物出資の目的として当該銀行持株会社に交付し、かつ、当該銀行持株会社が当該株主に對し当該現物出資に係る新株を発行することを当該合併の条件として定めることができる。

2 前項の規定による条件を定めた合併契約書について商法第四百八条第一項に規定する株主総会の承認が得られたときは、前項の消滅金融機関の株主は、当該条件に従い、同項の存続金融機関が合併に際して発行する株式を同項の銀行持株会社に対し現物出資の目的として交付しなければならぬ。

(合併契約書の記載の特例)

第四条 前条第一項の規定による条件を定めた合併契約書には、商法第四百九条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 銀行持株会社が発行する現物出資に係る新株の発行価額及び払込期日

二 銀行持株会社に対する現物出資の目的たる株式の一株当たりの価格及びその合計額並びにこれに對して銀行持株会社が与える株式の額面無額面の別、種類及び数

三 銀行持株会社の現物出資に係る新株発行価額中資本に組み入れない額

(合併契約書の承認の特例等)

第五条 第三条第一項の規定による条件が定められた合併に係る株主総会の承認の決議は、商法第四百八条第三項の規定にかかわらず、発行済株式の総数の三分の二以上に当たたる多数をもって行わなければならない。ただし、総株主の過半数に当たたる株主が当該株主総会に先立ち当該合併に係る消滅金融機関に對し書面をもつて当該合併に反対の意思を通知し、かつ、当該株主総会において当該条件を定めた合併契約書の承認に反対したときは、当該合併契約書についての承認は、決議できないものとする。

2 第三条第一項の現物出資に係る新株を発行する銀行持株会社の定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあり、かつ、同項の消滅金融機関の定款にその定めがないときは、当該消滅金融機関における前項の決議は、商法第三百四十八条第一項の決議の場合の例によらなければならない。

3 商法第四百八条第六項の規定は、前項の決議をする同項の消滅金融機関の株主總會について準用する。

(備置き書類の特例)

第六條 第三條第一項の規定による条件が定められた合併を行う各金融機関の取締役は、商法第四百八条ノ二第一項に規定する期間、同項に規定する書類のほか、次に掲げる書類をその本店に備え置かなければならない。

一 第四條第二号に掲げる事項について、その理由を記載した書面

二 銀行持株会社に係る商法第四百八条ノ二第一項第三号から第六号までに規定する書類

三 銀行持株会社の定款(当該銀行持株会社が第三條第一項の規定により定められた条件に従い現物出資に係る新株を発行するためにその定款を変更するときは、その規定を含む。)

2 商法第四百八条ノ二第二項の規定は、前項各号に掲げる書類について準用する。

(株券の交付の特例)

第七條 第三條第一項の規定による条件が定められた合併に係る存続金融機関は、その合併に際して発行する株券(以下この条において「合併新株券」という。)を同項の消滅金融機関の株主に對して交付することに代えて、これを同項の銀行持株会社に交付しなければならない。この場合において、当該存続金融機関が合併新株券を当該銀行持株会社に交付したときは、当該株主により、当該銀行持株会社に対し、株式をその目的とする現物出資の給付があつたものとみなす。

2 合併新株券の発行のために前項の合併に係る

消滅金融機関に提出される当該消滅金融機関の株券について商法第四百八条第三項において準用する同法第二百八条第一項の規定による公告が行われ、当該公告に係る期間経過後に、当該合併に係る合併契約書に記載された現物出資に係る払込期日が到来したときは、前項の存続金融機関は、同条第一項の規定にかかわらず、前項の規定による同項の銀行持株会社への合併新株券の交付を、当該払込期日に行うことができる。

3 前項の規定により合併新株券を同項の銀行持株会社に交付した同項の存続金融機関は、同項の公告に係る期間経過後、遅滞なく当該公告の結果を当該銀行持株会社に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知があつたときは、同項の銀行持株会社が現物出資の給付を受けて発行する新株に係る株券を同項の存続金融機関が合併に際して発行する新株に係る株券に該当するものと、当該銀行持株会社が当該存続金融機関に該当するものとそれぞれみなして、商法第四百八条第三項において準用する同法第二百八条第一項の規定を適用する。

5 第一項の存続金融機関の取締役は、同項の規定による銀行持株会社への合併新株券の交付及び当該交付までの間の当該合併新株券の保管について、同項の株主に対し、善良な管理者の注意をもってその事務を処理する義務を負う。

(質権の効力等)

第八條 第三條第一項の規定による条件が定められた合併に際して、同項の銀行持株会社に対し株式をその目的とする現物出資の給付があつた

ものとなされる存続金融機関が発行する株券の交付があつたときは、商法第二百八条(同法第四百八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により当該現物出資の目的である当該存続金融機関が発行する株式の上に存在した当該合併に係る消滅金融機関の従前の株式を目的とする質権は、当該現物出資により株主が受けるべき当該銀行持株会社の発行する株式の上に存在するものとする。

2 第三條第一項の規定による条件が定められた合併に係る消滅金融機関の従前の株式が質権の目的とされている場合において、当該消滅金融機関が質権設定者の請求により、質権者の氏名及び住所を株主名簿に記載し、かつ、その氏名を株券に記載したときは、当該質権者は、当該条件に従い現物出資の給付を受けた銀行持株会社に対し、当該現物出資により株主が受けるべき株券の引渡しを請求することができる。

(銀行持株会社が発行する株式総数の増加の制限の特例等)

第九條 銀行持株会社が第三條第一項の規定により定められた条件に従い現物出資の給付を受けて新株を発行する場合には、当該銀行持株会社は、商法第三百四十七條の規定にかかわらず、発行済株式の総数と当該現物出資の給付を受けて発行する新株の総数を合計した数の四倍を超えない範囲において、その発行する株式の総数を増加することができる。

2 銀行持株会社が第三條第一項の規定により定められた条件に従い現物出資の給付を受けて新株を発行する場合には、当該銀行持株会社は、商法第二百八条ノ二第一項(第三号に係る部

分に限る。)の規定にかかわらず、同項の規定により決定すべきものとされる当該新株の発行に係る現物出資者の氏名を、当該条件が定められた合併の時に於ける当該合併に係る消滅金融機関の株主である者として決定することができる。

(現物出資の検査の特例)

第十條 銀行持株会社が第三條第一項の規定により定められた条件に従い現物出資の給付を受けて新株を発行する場合において、同項の消滅金融機関の株式(次項において「旧株」という。)が取引所の相場のある株式であり、かつ、第四條の規定により合併契約書に記載された現物出資の目的たる第三條第一項の存続金融機関の株式(次項において「合併新株」という。)の一株当たりの価格が株式評価額(その金額が相当であることについて大蔵省令で定めるところにより証明を受けたものに限る。)を超えないときは、当該現物出資については、商法第二百八条ノ八第一項本文の規定は、適用しない。

2 前項の「株式評価額」とは、同項の合併契約書の承認の時に於ける旧株の取引所の相場に相当する金額(同項の消滅金融機関の株主が合併により金銭の交付(利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配に係るものを除く。)を受けるときは、その交付を受ける旧株一株当たりの金額を控除した金額)を旧株一株について発行される合併新株の数で除して得た金額をいう。

(合併無効の訴えの特例)

第十一條 第三條第一項の規定による条件が定められた合併に係る商法第四百八条第一項に規

定する合併無効の訴えについては、同条第二項に規定する者のほか、当該合併の時に当該合併に係る消滅金融機関の株主であつた者で第三条第一項の銀行持株会社の株主であるものは、これを提起することができる。

(銀行による銀行持株会社設立等の特例)

第十二条 銀行は、銀行法第十八条の二の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、他の銀行(当該銀行と、第三条第一項の規定による条件が定められた合併であつて当該他の銀行が存続することとなるものを行おうとするものに限る。)を子会社とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第三項に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。)になろうとする株式会社を、子会社として設立することができる。

2 前項の規定による認可があつた場合において、同項に規定する株式会社が設立されたときは、当該株式会社は、その子会社として設立する同項に規定する他の銀行になろうとする株式会社(銀行法第四条第一項の免許を取得することにより銀行を子会社とする持株会社になること)について同法第五十二条の三第一項の認可を受けたものとみなす。

3 銀行法第四条第二項並びに第五条第一項及び第二項の規定は、同法第四条第一項の免許を受けようとする者が第一項に規定する他の銀行になろうとする株式会社である場合には、適用しない。ただし、大蔵大臣は、当該株式会社に對してする当該免許には、当該株式会社が同項に

規定する合併の後に限り営業を行うことを条件として付さなければならない。

4 大蔵大臣は、第一項の銀行及び他の銀行から、第三条第一項の規定による条件が定められた合併の認可の申請があつたときは、銀行法第三十一条の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該合併後存続する銀行が、合併の後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。

二 当該条件に従い新株を発行する銀行持株会社の収支の見込みが良好であること。

三 前号の銀行持株会社及びその子会社である他の銀行が保有し、又は保有しようとする資産等に照らしこれらの者の自己資本の充実の状況が適當であること。

四 第二号の銀行持株会社が、その人的構成等に照らして、当該合併後存続する銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

5 銀行法第五十五条第二項の規定は、銀行持株会社が、第三条第一項の規定による条件が定められた合併により銀行を子会社(同法第五十二条の二第二項に規定する子会社(同条第三項の規定により子会社とみなされる会社を含む。))をいう。以下この項において同じ。)とする持株会社でなくなつたとき(第三条第一項の現物出資の目的として同項の存続金融機関の発行する株式の給付を受けて再び銀行を子会社とする持株会社となつた場合に限る。)については、適用し

ない。

6 前各項の規定は、長期信用銀行及び外国為替銀行の場合について準用する。

(政令への委任)

第十三条 この法律に定めるもののほか、第三条第一項の規定により定められた条件に従い銀行持株会社がした新株の発行に係る変更の登記の申請書に添付すべき書類に関する事項、当該条件が定められた合併に係る消滅金融機関が当該合併前に行政庁から受けている認可、免許、許可その他の処分(当該合併に係る存続金融機関への承継に関する特例その他この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

第三章 罰則

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金融機関の取締役、商法第一百八十八条第三項若しくは第二百五十八条第二項の職務代行者又は支配人は、百万円以下の過料に処する。

一 第六条第一項第一号の書面に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

二 第六条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる書類を備え置かなかつたとき。

三 第六条第二項の規定において準用する商法第四百八条ノ二第二項の規定に違反して正當な事由なく書類の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律

(平成九年法律第 号)の施行の日から施行する。

(金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第二条 金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成九年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第五十八条の次に次の一条を加える。

(銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律の一部改正)

第五十九条 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(平成九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第十二条第一項、第三項及び第四項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の二項を加える。

7 内閣総理大臣は、第一項(前項において長期信用銀行及び外国為替銀行の場合について準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による認可をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

8 第一項又は前項に規定する内閣総理大臣の権限は、金融監督庁長官に委任する。

附則第二条第一項中「又は日本銀行法」を「日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律」に改める。

国会法の一部を改正する法律案
右の議案を發議する。

平成九年十二月四日

發議者

中曾根弘文

中島 眞人

足立 良平

齋藤 勲

賛成者

岩永 浩美

釜本 邦茂

田浦 直

林 芳正

石田 美栄

寺澤 芳男

小川 勝也

渡辺 四郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

鴻池 祥肇

西田 吉宏

魚住裕一郎

三重野栄子

大野つや子

陣内 孝雄

中原 爽

山本 一太

菅川 健二

和田 洋子

国井 正幸

国会法の一部を改正する法律

国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を
次のように改正する。

第四十一条第三項第一号から第十二号までを次
のように改める。

一 総務委員会

二 法務委員会

三 地方行政・警察委員会

四 外交・防衛委員会

五 財政・金融委員会

六 文教・科学委員会

七 国民福祉委員会

八 労働・社会政策委員会

九 農林水産委員会

十 経済・産業委員会

十一 交通・情報通信委員会

十二 国土・環境委員会

第四十一条第三項中第十三号を削り、第十四号
を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同号
の次に次の一号を加える。

十五 行政監視委員会

附 則

この法律は、次の常会の召集の日から施行す
る。

(参照)

十二月四日議長において、左のとおり議席を変
更した。

九

一〇

一一

一二

一三

一四

一五

一六

福本 潤一君
山本 保君
阿曾田 清君
益田 洋介君
平田 健二君
武田邦太郎君
鈴木 正孝君

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第二、三号の発送は都合により後日となるため、第九号を先に発送しました。)

発行所	
大蔵省印刷局	千一〇五 東京都港区虎ノ門二丁目番四号
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(配本送料別)	本号一部 二〇〇円